

昭和三十五年通商産業省令第十一号**実用新案法施行規則**

実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第五十条第二項および第五十一条ならびに第五十五条第五項において準用する特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第百八十九条の規定に基づき、ならびに実用新案法を実施するため、実用新案法施行規則を次のように制定する。

（手続の補正の期間）

第一条 実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第二条の二第一項ただし書の経済産業省令で定める期間は、実用新案登録出願の日（同法第十条第一項若しくは第二項又は同法第十一条第一項において準用する特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第四十四条第一項の規定による実用新案登録出願について、実用新案法第二条の二第一項ただし書の規定により同法第八条第四項に規定する書面又は同法第十一条第一項において準用する特許法第四十三条第一項（実用新案法第十一条第一項において準用する特許法第四十三条の二第二項（実用新案法第十一条第一項において準用する特許法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書面について補正をする場合にあってはその実用新案登録出願の日、実用新案法第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願についての手続を補正する場合にあっては、同法第四十八条の十六第四項に規定する決定の日）から一月とする。

（願書の様式）

第一条の二 願書（次項の願書を除く。）は、様式第一により作成しなければならない。

2 実用新案法第十条第一項若しくは第二項又は同法第十一条第一項において準用する特許法第四十四条第一項の規定による実用新案登録出願についての願書は、様式第二により作成しなければならない。

3 産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）第十七条第一項に規定する特定研究開発等成果に係る実用新案登録出願をするときは、願書にその旨を記載しなければならない。

（明細書の様式）

第二条 願書に添付すべき明細書は、様式第三により作成しなければならない。

（考案の詳細な説明の記載）

第三条 実用新案法第五条第四項の経済産業省令で定めるところによる記載は、考案が解決しようとする課題及びその解決手段その他のその考案の属する技術の分野における通常の知識を有する者が考案の技術上の意義を理解するために必要な事項を記載することによりしなければならない。

（実用新案登録請求の範囲の記載）

第四条 実用新案法第五条第六項第四号の経済産業省令で定めるところによる実用新案登録請求の範囲の記載は、次の各号に定めるところとする。

- 一 請求項ごとに行を改め、一の番号を付して記載しなければならない。
- 二 請求項に付す番号は、記載する順序により連続番号としなければならない。
- 三 請求項の記載における他の請求項の記載の引用は、その請求項に付した番号によりしなければならない。
- 四 他の請求項の記載を引用して請求項を記載するときは、その請求項は、引用する請求項より前に記載してはならない。
- 五 他の二以上の請求項の記載を択一的に引用して請求項を記載するときは、引用する請求項は、他の二以上の請求項の記載を択一的に引用してはならない。

（実用新案登録請求の範囲の様式）

第四条の二 願書に添付すべき実用新案登録請求の範囲は、様式第三の二により作成しなければならない。

（図面の様式）

第五条 願書に添付すべき図面は、様式第四により作成しなければならない。

（要約書の記載）

第六条 実用新案法第五条第七項に規定する経済産業省令で定める事項は、同法第十四条第三項に規定する実用新案公報への掲載の際に、明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載した考案の概要と共に実用新案公報に掲載することが最も適当な図に付されている番号とする。

（要約書の様式）

第七条 要約書は、様式第五により作成しなければならない。

（考案の単一性）

第七条の二 実用新案法第六条の経済産業省令で定める技術的關係とは、二以上の考案が同一の又は対応する特別な技術的特徴を有していることにより、これらの考案が単一の一般的考案概念を形成するように連関している技術的關係をいう。

2 前項に規定する特別な技術的特徴とは、考案の先行技術に対する貢献を明示する技術的特徴をいう。

3 第一項に規定する技術的關係については、二以上の考案が別個の請求項に記載されているか単一の請求項に択一的な形式によって記載されているかどうかにかかわらず、その有無を判断するものとする。

（実用新案技術評価請求書の様式等）

第八条 実用新案技術評価の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 実用新案技術評価の請求に係る実用新案登録出願の表示又は実用新案登録番号
- 三 請求に係る請求項

2 実用新案技術評価請求書は、様式第六により作成しなければならない。

第九条 削除

（訂正書の様式等）

第十条 実用新案登録の訂正をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した訂正書を特許庁長官に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項については、実用新案法第十四条の二第一項の訂正に係るものであるときは、この限りでない。

- 一 実用新案権者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 実用新案登録番号
- 三 訂正の目的
- 四 削除をする請求項

2 実用新案法第十四条の二第一項の訂正に係る訂正書は様式第八により、同条第七項の訂正に係る訂正書は様式第八の二により作成しなければならない。

(塩基配列又はアミノ酸配列を含む明細書の訂正)

第十条の二 特許法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十号)第二十七条の五第一項の配列表(以下この条において「所定の配列表」という。)を含む明細書の訂正をする者又は当該訂正した明細書について実用新案法第十四条の三の規定による補正をする者は、特許法施行規則第二十七条の五第一項に規定する磁気ディスク(以下この条において「所定の磁気ディスク」という。)を、前条第一項に規定する訂正書又は実用新案法第十四条の三の規定による補正に係る手続補正書に添付して特許庁長官に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出した所定の磁気ディスクに記録した所定の配列表は、訂正した明細書に記載した事項とみなす。

3 実用新案権者は、所定の配列表を第二条の規定に基づき明細書に記載する事項として作成し、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)第二条第一項に規定する電子計算機から入力することにより、同法第三条第一項に規定する特定手続とともに特許庁長官に提出することができる。この場合においては、所定の磁気ディスクを提出することを要しない。

(国内処理請求書の様式)

第十一条 実用新案法第四十八条の四第六項の請求は、様式第九によりしなければならない。

(書面の記載事項)

第十二条 実用新案法第四十八条の五第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 国際出願番号
- 二 代理人があるときは、代理人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 三 実用新案登録出願の表示

(書面の様式)

第十三条 実用新案法第四十八条の五第一項の書面は、様式第十により作成しなければならない。

(書面の提出手続に係る方式)

第十四条 実用新案法第四十八条の五第二項第三号の経済産業省令で定める方式は、次のとおりとする。

- 一 実用新案法第四十八条の五第一項各号に掲げる事項が記載されていること。
- 二 前条に規定する様式により作成されていること。

(図面の提出の様式)

第十五条 実用新案法第四十八条の七第一項の規定により又は第二項の規定による命令に基づく図面の提出は、様式第十一によりしなければならない。

(申出の期間)

第十六条 実用新案法第四十八条の十六第一項の経済産業省令で定める期間は、同項に規定する拒否、宣言又は認定が出願人に通知された日から二月とする。

(申出書の様式)

第十七条 実用新案法第四十八条の十六第一項の申出は、様式第十二によりしなければならない。

(申出に係る翻訳文)

第十八条 実用新案法第四十八条の十六第二項の経済産業省令で定める国際出願に関する書類は、明細書、請求の範囲、図面(図面の中の説明に限る。)、要約その他当該国際出願に関し出願人が千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二条(x v)の受理官庁又は同条(x i x)の国際事務局に提出した書類(願書及び図面(図面の中の説明を除く。))を除く。)及びそれらの機関が当該国際出願に関して行つた処分に係る書類とする。

(決定により実用新案登録出願とみなされる国際出願の図面の提出の期間)

第十八条の二 実用新案法施行令(昭和三十五年政令第十七号)第三条の表中、法第四十八条の七第一項及び第二項の項の経済産業省令で定める期間は、法第四十八条の十六第四項に規定する決定の日から二月とする。

(決定により実用新案登録出願とみなされる国際出願の登録料の納付期限の特例)

第十八条の三 実用新案法施行令第三条の表中、法第四十八条の十二の項の経済産業省令で定める期間は、一月とする。

(実用新案登録証)

第十九条 実用新案登録証には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 登録番号
- 二 考案の名称
- 三 実用新案権者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 四 考案者の氏名
- 五 実用新案権の設定の登録、実用新案登録の訂正の登録(実用新案法第十四条の二第一項の訂正に係るものに限る。)又は同法第十七条の二第一項の規定による請求に基づく実用新案権の移転の登録があつた旨
- 六 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(実用新案登録表示)

第二十条 実用新案法第五十一条の実用新案登録表示は、「登録新案」の文字およびその登録番号とする。

(登録料納付書の様式等)

第二十一条 登録料(実用新案登録を受けようとする者が納付するものを除く。次条において同じ。)を納付するときは、様式第十四により作成した登録料納付書によらなければならない。

2 実用新案法第三十一条第三項の規定により登録料を納付するときは、国を含む者の共有に係る場合にあつては国以外の者の持分の割合を、同法第三十二条の二の規定又は他の法令の規定による登録料の軽減又は免除(以下「減免」という。)を受ける者を含む者の共有に係る場合にあつては減免を受ける者の持分の割合をそれぞれ願書又は登録料納付書に記載するとともに、当該持分について証明する書面を提出しなければならない。この場合において、既に特許庁に証明する書面を提出した者は、その事項に変更がないときは、当該証明する書面の提出を省略することができる。

3 実用新案法第三十三条第二項ただし書の規定の適用を受けようとするときは、同項ただし書に規定する実用新案権者の責めに帰することができない理由がある旨を記載した書面を登録料納付書の提出と同時に提出しなければならない。この場合において、登録料納付書にその旨及び必要な事項を記載して当該書面の提出を省略することができる。

4 前項の手続をするときは、当該手続をした日から二月以内に、実用新案法第三十三条第二項ただし書に規定する実用新案権者の責めに帰することができない理由があることを証明する書面を特許庁長官に提出しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(既納の登録料の返還の請求の様式)

第二十一条の二 実用新案法第三十四条第一項の規定による登録料の返還の請求は、様式第十四の二によりしなければならない。

(過誤納の手数料等の返還の請求の様式)

第二十一条の三 実用新案法第三十四条第一項の規定による登録料（実用新案登録を受けようとする者が納付するものに限る。）の返還の請求並びに同法第五十四条の二第二項、第四項、第六項、第八項及び第十項の規定による手数料の返還の請求は、様式第十四の三によりしなければならない。

(回復理由書の様式等)

第二十一条の四 実用新案法第三十三条の二第一項の規定により登録料及び割増登録料を追納する場合には、同項に規定する期間内に様式第十四の四により作成した回復理由書を提出しなければならない。

2 特許庁長官は、前項の回復理由書に記載された事項について必要があると認めるときは、これを証明する書面の提出を命ずることができる。

3 手続をする者の責めに帰することができない理由により実用新案法第三十三条の二第一項の規定による手続をすることとなつた者は、その旨及び当該理由を記載した書面（以下この項において「申出書」という。）を第一項の回復理由書の提出と同時に提出しなければならない。この場合において、回復理由書に申出書に記載すべき事項を記載して当該書面の提出を省略することができる。

4 前項の手続をするときは、当該手続をした日から二月以内に、手続をする者の責めに帰することができない理由があることを証明する書面を特許庁長官に提出しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

5 第一項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容（当該回復理由書に係る事件の表示を除く。）が同一の場合に限り、一の書面であることができる。

(情報の提供)

第二十二条 何人も、特許庁長官に対し、刊行物若しくはその写し又は実用新案登録出願若しくは特許出願の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲若しくは図面の写しを提出することにより、実用新案登録出願に係る考案が実用新案法第三条第一項第三号及び第二項（同号に掲げる考案に係るものに限る。）、第三条の二又は第七条第一項から第三項まで若しくは第六項の規定により実用新案登録をすることができない旨の情報を提供することができる。

2 前項の規定による情報の提供は、様式第十五により作成した書面によらなければならない。

3 特許法施行規則第十三条の二第三項の規定は、前項の書面に準用する。

第二十二条の二 何人も、特許庁長官に対し、刊行物、実用新案登録出願又は特許出願の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲若しくは図面の写しその他の書類を提出することにより、実用新案登録が次の各号のいずれかに該当する旨の情報を提供することができる。

一 その実用新案登録が実用新案法第二条の二第二項に規定する要件を満たしていない補正をした実用新案登録出願に対してされたこと。

二 その実用新案登録が実用新案法第三条、第三条の二又は第七条第一項から第三項まで若しくは第六項の規定に違反してされたこと。

三 その実用新案登録が実用新案法第五条第四項又は第六項（第四号を除く。）に規定する要件を満たしていない実用新案登録出願に対してされたこと。

四 その実用新案登録の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正が実用新案法第十四条の二第二項から第四項までの規定に違反してされたこと。

2 前項の規定による情報の提供は、様式第十五により作成した書面によらなければならない。

3 特許法施行規則第十三条の二第三項の規定は、前項の書面に準用する。

(実用新案登録出願等に基づく優先権主張の取下げ)

第二十二条の三 実用新案法第四十八条の十第四項において読み替えて適用する同法第九条第一項の経済産業省令で定める期間は、一年四月とする。

(特許法施行規則の準用)

第二十三条 特許法施行規則第一章（総則）（特許法施行規則第四条の三第一項第四号、第五号、第九号から第十一号まで及び第十七号並びに第三項第七号、第四条の四、第十一条の二から第十一条の二の三まで、第十三条の二、第十三条の三並びに第十九条の規定を除く。）の規定は、実用新案登録出願、請求その他実用新案登録に関する手続に準用する。この場合において、特許法施行規則第四条の三第一項中「十六 再審の請求」とあるのは「／十六 再審の請求／十六の二 実用新案法第十四条の二の規定による訂正／」と、同条第三項中「六 第十五条第二項の規定による物件の受取の手続」とあるのは「／六 第二十三条第一項において準用する特許法施行規則第十五条第二項の規定による物件の受取の手続／六の二 第二十二條第一項及び第二十二條の二第一項の規定による情報の提供／」と、第十条第一項中「特許法施行令第十一条、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条の三」及び同条第二項中「特許法施行令第十一条、特許法等関係手数料令第一条の三」とあるのは「実用新案法施行令第二条第二項、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第二条の二第二項」と、同条中「この省令第一条第五項、第四条の三、第五条から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十五条の七第七項若しくは第九項本文、第二十七条第一項、第二項、第三項本文若しくは第四項本文、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第二十七条の四の二第五項若しくは第七項本文（同条第九項において準用する場合を含む。）、第三十一条の二第六項若しくは第八項本文、第三十八条の二第四項若しくは第六項本文、第三十八条の六の二第五項若しくは第七項本文、第三十八条の十四第四項若しくは第六項本文（同条第八項において準用する場合を含む。）、第六十九条第二項本文若しくは第六十九条の二第三項若しくは第五項本文」とあるのは「実用新案法施行規則第二十一条第二項前段、第二十一条の四第二項若しくは第四項、第二十三条第二項において準用する特許法施行規則第二十七条の四の二第五項若しくは第七項（第二十三条第二項において準用する特許法施行規則第二十七条の四の二第九項において準用する場合を含む。）、第二十三条第三項において準用する特許法施行規則第三十八条の二第四項若しくは第六項若しくは第二十三条第七項において準用する特許法施行規則第三十八条の十四第四項若しくは第六項（第二十三条第七項において準用する特許法施行規則第三十八条の十四第八項において準用する場合を含む。）」と、「特許法施行令第十一条、特許法等関係手数料令第一条の三」とあるのは「実用新案法施行令第二条第二項、特許法等関係手数料令第二条の二第二項」と、第十一条第四項中「手数料」とあるのは「登録料」と、同条第五項中「手数料」とあるのは「手数料又は登録料」と読み替えるものとする。

2 特許法施行規則第二十六条、第二十七条、第二十七条の三の二から第二十七条の五（第四項から第七項まで、第十一項から第十四項まで及び第十七項から第十九項までを除く。）まで、第二十八条から第二十八条の四まで、第三十条及び第三十一条（信託、特分の記載等、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書の提出、パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等、塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等、特許出願の番号の通知、特許出願の放棄、特許出願の取下げ、特許出願等に基づく優先権等の主張の取下げ、特許出願の分割をする場合の補正及び提出書面の省略）の規定は、実用新案登録出願に準用する。この場合において、特許法施行規則第二十七条第三項中「特許法第百九十五条第五項」とあるのは「実用新案法第五十四条第四項」と、「ただし、当該証明する書面については、特許庁長官がその提出の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。」とあるのは「この場合において、既に特許庁に証明する書面を提出した者は、その事項に変更がない

ときは、当該証明する書面の提出を省略することができる。」と、同条第四項中「特許法第九十五条第六項」とあるのは「実用新案法第五十四条第五項」と、「出願審査」とあるのは「実用新案技術評価」と、「同法第九十五条の二若しくは第九十五条の二の二」とあるのは「同条第八項」と、「ただし、当該証明する書面については、特許庁長官がその提出の必要がないと認めるときは、これを省略することができる。」とあるのは「この場合において、既に特許庁に証明する書面を提出した者は、その事項に変更がないときは、当該証明する書面の提出を省略することができる。」と、特許法施行規則第二十七条の四の二中「特許法第四十一条第一項」とあるのは「実用新案法第八条第一項」と、同条第三項中「特許法第四十一条第四項及び」とあるのは「実用新案法第八条第四項及び同法第十一条第一項において準用する特許法」と、「同法」とあるのは「実用新案法第十一条第一項において準用する特許法」と、同項第一号中「特許出願」とあるのは「実用新案登録出願」と、「特許法第四十四条第一項、第四十六条第一項若しくは第二項又は第四十六条の二第一項」とあるのは「実用新案法第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項において準用する特許法第四十四条第一項」と、「同法第四十一条第一項、」とあるのは「実用新案法第八条第一項、同法第十一条第一項において準用する特許法」と、「優先日（優先権主張書面を提出することにより優先日について変更が生じる場合には、変更前の優先日又は変更後の優先日のいずれか早い日。次号において同じ。）から一年四月の期間が満了する日又はこれらの規定による優先権の主張を伴う特許出願の日から四月の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間（出願審査の請求又は出願公開の請求があつた後の期間を除く。）」とあるのは「当該実用新案登録出願の日から一月」と、同項第二号中「特許法第四十四条第一項、第四十六条第一項若しくは第二項又は第四十六条の二第一項」とあるのは「実用新案法第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項において準用する特許法第四十四条第一項」と、「特許出願」とあるのは「実用新案登録出願」と、「同法第四十一条第一項又は」とあるのは「実用新案法第八条第一項又は第十一条第一項において準用する特許法」と、「優先日から一年四月、同法第四十四条第一項の規定による新たな特許出願に係るものと特許出願の日、同法第四十六条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係るものと出願の日若しくは同法第四十六条の二第一項の規定による特許出願の基礎とした実用新案登録に係る実用新案登録出願の日から四月又は同法第四十四条第一項、第四十六条第一項若しくは第二項又は第四十六条の二第一項の規定による特許出願をした日から一月の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間（出願審査の請求又は出願公開の請求があつた後の期間を除く。）」とあるのは「当該実用新案登録出願の日から一月」と、同項第四号中「特許法第四十三条の二第一項（同法）」とあるのは「実用新案法第十一条第一項において準用する特許法第四十三条の二第一項（実用新案法第十一条第一項において準用する特許法）」と、同条第四項及び第六項中「特許法第四十一条第一項」とあるのは「実用新案法第八条第一項」と、同条第四項及び第九項中「特許法第八十四条の二十四第四項」とあるのは「実用新案法第四十八条の十六第四項」と、特許法施行規則第二十七条の五第三項中「特許法第十七条の二」とあるのは「実用新案法第二条の二若しくは第六条の二」と、特許法施行規則第二十八条の四第二項中「特許法第四十二条第一項から第三項」とあるのは「実用新案法第九条第一項から第三項」と読み替えるものとする。

- 3 特許法施行規則第三十八条の二並びに第三十八条の十三の二第九項及び第十一項から第十四項まで（翻訳文の様式等、塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例）の規定は、実用新案法第四十八条の四第一項、第二項、第四項若しくは第六項又は第四十八条の十六第二項の翻訳文に準用する。
- 4 特許法施行規則第三十八条の二の二、第三十八条の二の三、第三十八条の六から第三十八条の六の四まで、第三十八条の十一、第三十八条の十三第一項並びに第三十八条の十三の二第一項、第二項、第五項、第六項、第八項、第十四項及び第十五項（特許法施行規則第二十七条の二の適用に係る部分を除く。）（国際出願日の特例、明らかな誤りの訂正、補正の提出の様式、特許管理人の届出の期間、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けたい旨を記載した書面等の提出の期間、特許番号の表示等の特例、信託、持分の記載又は微生物の寄託等の特例及び塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例）の規定は、実用新案法第四十八条の三第二項の国際実用新案登録出願に準用する。この場合において、特許法施行規則第三十八条の六の二中「特許法第八十四条の十一」とあるのは、「実用新案法第四十八条の十五第二項において準用する特許法第八十四条の十一」と、特許法施行規則第三十八条の十三の二第六項中「特許法第十七条の二第一項」とあるのは、「実用新案法第二条の二第一項」と読み替えるものとする。
- 5 特許法施行規則第三十八条の十（拒否、宣言又は認定に係る決定の記載事項）の規定は、実用新案法第四十八条の十六第三項の決定に準用する。
- 6 特許法施行規則第三十八条の十三第二項並びに第三十八条の十三の二第三項、第四項、第十項及び第十五項（特許法施行規則第二十七条の二の適用に係るものを除く。）（信託、持分の記載又は微生物の寄託等の特例及び塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例）の規定は、実用新案法第四十八条の十六第一項の申出に準用する。
- 7 特許法施行規則第三十八条の十四（国際特許出願等についての優先権書類の提出）の規定は、実用新案法第四十八条の三第二項の国際実用新案登録出願及び同法第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願に準用する。この場合において、特許法施行規則第三十八条の十四第一項中「特許法第八十四条の二十第一項」とあるのは「実用新案法第四十八条の十六第一項」と、同条第三項中「特許法第八十四条の二十四第四項」とあるのは「実用新案法第四十八条の十六第四項」と、「第四十一条第一項」とあるのは「第八条第一項」と、「特許法第八十四条の四第一項」とあるのは「実用新案法第四十八条の四第一項」と、「出願審査の請求」とあるのは「実用新案法第四十八条の四第六項に規定する国内処理の請求」と、同条第五項中「特許法第四十一条第一項」とあるのは「実用新案法第八条第一項」と、同条第八項中「特許法第八十四条の二十四第四項」とあるのは「実用新案法第四十八条の十六第四項」と読み替えるものとする。
- 8 特許法施行規則第三十八条の十四の二（受理官庁による優先権の回復の効果等）の規定は、実用新案法第四十八条の三第二項の国際実用新案登録出願に準用する。
- 9 特許法施行規則第五章（判定）の規定は、登録実用新案の技術的範囲についての判定に準用する。
- 10 特許法施行規則第六章（特許権の移転の特例）の規定は、実用新案権の移転の特例に準用する。
- 11 特許法施行規則第七章（裁定）の規定は、実用新案権についての裁定に準用する。
- 12 特許法施行規則第九章（審判及び再審）（特許法施行規則第四十七条第二項の規定を除く。）の規定は、審判及び再審に準用する。
- 13 特許法施行規則第六十七条（特許証の再交付）の規定は、実用新案登録証の再交付に準用する。

附 則

- 1 この省令は、実用新案法の施行の日（昭和三十五年四月一日）から施行する。
- 2 実用新案法施行規則（大正十年農商務省令第三十四号）は、廃止する。

附 則（昭和三十九年二月八日通商産業省令第五号）

この省令は、昭和三十九年二月二十日から施行する。

附 則（昭和四〇年七月一九日通商産業省令第八八号）

この省令は、千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十八年三月二十日のパリ条約への加入の効力発生の日から施行する。

附 則（昭和四五年一〇月一七日通商産業省令第一〇一号）

- 1 この省令は、昭和四十六年一月一日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現に係属している特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願および防護標章登録出願については、これらについて査定または審決が確定するまでは、なお従前の例による。

附 則（昭和四五年一二月一二日通商産業省令第一一二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和四十六年一月一日から施行する。

附 則（昭和五〇年九月二三日通商産業省令第八三号）

この省令は、昭和五十一年一月一日から施行する。

附 則（昭和五三年三月三一日通商産業省令第一四号）

- 1 この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現に存続している特許権若しくは特許料が納付されている特許出願に係る特許権、この省令の施行の際現に存続している実用新案権若しくは登録料が納付されている実用新案登録出願に係る実用新案権又はこの省令の施行の際現に存続している意匠権若しくは登録料が納付されている意匠登録出願に係る意匠権であつて、特許証、実用新案登録証又は意匠登録証が交付されていないものについての特許証、実用新案登録証又は意匠登録証の交付については、なお従前の例による。

附 則（昭和五三年七月二九日通商産業省令第三四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、法の施行の日から施行する。

附 則（昭和五六年一月三〇日通商産業省令第七号）

この省令は、昭和五十六年一月三十一日から施行する。

附 則（昭和五六年四月三〇日通商産業省令第二三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和五十六年五月一日から施行する。

附 則（昭和五九年三月二九日通商産業省令第二一号）

この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和五九年六月二九日通商産業省令第四四号）

- 1 この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。
- 2 この省令の規定による改正後の特許法施行規則、実用新案法施行規則、意匠法施行規則、商標法施行規則又は特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の規定にかかわらず、この省令の施行の日から二週間以内は、なお従前の例によることができる。

附 則（昭和六〇年一〇月三〇日通商産業省令第四五号）抄

（施行期日）

- 1 この省令は、特許法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十一号。以下「改正法」という。）の施行の日（昭和六十年十一月一日）から施行する。

（経過措置）

- 3 特許出願又は実用新案登録出願の願書に添付した明細書又は図面についての改正法の施行前にした補正（出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達前にしたものに限る。）であつて、当該願書に添付した明細書又は図面の要旨を変更するものであるとして決定をもつて却下されたものについては、この省令による改正前の特許法施行規則及び実用新案法施行規則の規定は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（昭和六〇年一二月一一日通商産業省令第七四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六二年五月二九日通商産業省令第三七号）

この省令は、昭和六十二年六月一日から施行する。

附 則（昭和六二年一二月八日通商産業省令第七三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和六十三年一月一日から施行する。

附 則（平成元年四月二五日通商産業省令第一六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年九月一二日通商産業省令第四一号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、法の施行の日（平成二年十二月一日）から施行する。

（実用新案法施行規則の改正に伴う経過措置）

第六条 附則第三条の規定は、前条の規定による実用新案法施行規則の改正に伴う経過措置に関して準用する。この場合において、前条の規定による改正前の実用新案法施行規則第二条の二中「通商産業省令」とあるのは、「経済産業省令」とする。

附 則（平成五年一一月八日通商産業省令第七五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成六年一月一日）から施行する。

（実用新案法施行規則等の改正に伴う経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に特許庁に係属している実用新案登録出願（改正法附則第五条第一項の規定により改正法第三条の規定による改正後の実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号。以下「新実用新案法」という。）の規定の適用を受けるものを除く。）又はこの省令の施行前にした実用新案登録出願に係る実用新案登録、実用新案権、審判若しくは再審については、改正前の実用新案法施行規則（以下この項において「旧実用新案法施行規則」という。）（第六条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二及び第九条の三の規定を除く。）、改正前の特許法施行規則、改正前の意匠法施行規則、改正前の実用新案登録令施行規則（以下「旧実用新案登録令施行規則」という。）（第二条及び第三条第三項において準用する特許登録令施行規則第四十九条の規定を除く。）、改正前の特許登録令施行規則（以下「旧特許登録令施行規則」という。）、改正前の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（以下この項において「旧特例法施行規則」という。）（第三条、第十条及び第二十三条の規定を除く。）及び改正前の通商産業省組織規程の規定は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧実用新案法施行規則第二条の二及び第三条の二並びに旧特例法施行規則第十九条第一項、第二十三条の三及び第三十四条の二中「通商産業省令」とあるのは、「経済産業省令」とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、この省令の施行後に請求される審判及びその確定審決に対する再審については、改正後の実用新案法施行規則第二十三条第十三項において準用する新特許法施行規則第五十二条の二の規定を適用する。
- 3 第一項、特許法施行規則等の一部を改正する省令（昭和六十年通商産業省令第四十五号）附則第三項及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則附則第六条において準用する同規則附則第三条第一項の規定によりそれぞれなおその効力を有するものとされた実用新案法施行規則の様式に規定する書面の用紙の大きさについては、これらの規定にかかわらず、日本産業規格A列4番とする。（改正法附則第五条の届出書の様式等）

第五条 改正法附則第五条第一項の届出書は、附則様式第二により作成しなければならない。
附則様式第2（附則第5条関係）

附則様式第2（附則第5条関係）（平7通産令57・平8通産令64・平8通産令79・平9通産令88・令元経産令1・令元経産令17・令元経産令88・一部改正）

特許
印紙

（円）

【書類名】 実用新案登録願

【整理番号】

【特記事項】 平成5年改正法附則第5条第1項の規定による実用

新案登録出願

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【原出願の表示】

【出願番号】

【出願日又は手続補正書提出日】

（【国際特許分類】）

【考案の名称】

【請求項の数】

【考案者】

【住所又は居所】

【氏名】

【実用新案登録出願人】

【識別番号】

【郵便番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍・地域】）

【代理人】

【識別番号】

【郵便番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

⑨又は

【納付年分】

第1年分から第

年分

⑩又は

（【手数料の表示】）

（【予納台帳番号】）

（【納付金額】）

識別ラベル

識別ラベル

【提出物件の目録】

【物件名】	明細書	1
【物件名】	図面	1
【物件名】	要約書	1

〔備考〕

- 1 用紙は、日本産業規格 A 列 4 番（横 21 cm、縦 29.7 cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 2 余白は、少なくとも用紙の上に 6 cm、左右及び下に各々 2 cm をとるものとし、原則としてその左右については各々 2.3 cm を超えないものとする。
- 3 書き方は左横書、1 行は 36 字詰めとし、各行の間隔は少なくとも 4 mm 以上をとり、1 ページは 29 行以内とする。
- 4 文字は、10 ポイントから 12 ポイントまでの大きさで、タイゾ印書等により、黒色で、明りようにかつ容易に消すことができるように書く。また、半角文字並びに「【、】」、 「▲」及び「▼」は用いてはならない（欄名の前・後「【」及び「】」を用いるときを除く。）。
- 5 特許印紙をはるときは、その下に登録料の額を括弧をして記載する。実用新案法第 31 条第 3 項ただし書又は第 33 条第 3 項ただし書の規定により、現金により登録料を納付したときは、最入関係事務特例省令別紙第 2 号の 2 書式の納付済証

(特許庁提出用) を別の用紙になる。

- 6 【整理番号】の欄には、ローマ字 (大文字に限る。)、アラビア数字若しくは「-」又はこれらの組み合わせからなる記号であって、10字以下のものを記載する。

- 7 【原出願の表示】の欄の【出願番号】には「平成何年実用新案登録願第何号」、「出願日又は手続補正書提出日」には「平成何年何月何日」のようにもとの実用新案登録出願の番号及び年月日を記載する。ただし、もとの出願の番号が通知されていないときは、【出願日又は手続補正書提出日】には「平成何年何月何日提出の実用新案登録願」のようにもとの実用新案登録出願の年月日を記載し、【出願日又は手続補正書提出日】の次に【整理番号】の欄を設けて、もとの出願の願書に記載した整理番号を記載する。

- 8 【考案の名称】の欄には、明細書の【考案の名称】の欄に記載される考案の名称と同一のものを記載する。

- 9 【住所又は居所】は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したときは、【郵便番号】及び【住所又は居所】の欄は設けるには及ばない。

- 10 氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、【氏名又は名称】の上に【フリガナ】の欄を設けて、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。

- 11 【実用新案登録出願人】又は【代理人】の欄の【氏

名又は名称】(法人にあっては、【代表者】)の次に、【電話番号】の欄を設けて、実用新案登録出願人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。

- 12 識別番号の通知を受けていない者については、【識別番号】の欄は設けるには及ばない。

- 13 【氏名又は名称】は、法人にあっては、名称を記載し、【氏名又は名称】の次に【代表者】の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。また、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、【代表者】の欄の次に【その他】の欄を設けて、「〇〇法の規定による法人」、外国法人にあっては「〇〇国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載する。

- 14 印を押すときは識別ラベルは不要とし、識別ラベルをはるときは印は不要とする。

- 15 実用新案登録出願人が外国人であって住所又は居所をローマ字で表記できる場合は、【住所又は居所】の次に【住所又は居所原語表記】の欄を設けて、住所又は居所の原語をなるべく記載する。また、実用新案登録出願人が外国人であって氏名又は名称をローマ字で表記できる場合は、【氏名又は名称】の次に【氏名又は名称原語表記】の欄を設けて、氏名又は名称の原語をなるべく記載し、法人にあっては、その次に【代表者】の欄を設けるものとする。

- 16 日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代

表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記載する場合にあっては、「【氏名又は名称原語表記】」の次に「【営業所郵便番号】」及び「【営業所】」の欄を設けて、営業所の郵便番号及び所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。

17 実用新案登録出願人がパリ条約第3条の規定により同盟国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考第16に該当するときを除く。）は、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記載する場合にあっては、「【氏名又は名称原語表記】」の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地の国名を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。

18 「【（国籍・地域）】」は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が、「【住所又は居所】」の欄に記載した国・地域（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成2年通商産業省令第41号。以下「特例法施行規則」という。）第2条第3項の規定によりその記載を省略した場合にあっては、省略した国・地域）と同一であるときは、「【（国籍・地域）】」の欄は設けるには及ばない。

19 実用新案登録出願人が実用新案登録を受ける権利の信託の受託者であるときは、「【実用新案登録出願人】」の欄の次に「【信託関係事項】」の欄を設けて、第23条第4項において準用する特許法施行規則第26条第1項各号の事項を記載する。

20 代理人が弁理士のときは、「【住所又は居所】」の次に「【弁理士】」と記載し、弁護士のときは、「【弁護士】」と記載する。

21 代理人が出願人の全員を代理しないときは、「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（代理人が法人にあっては、「【代表者】」の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「実用新案登録出願人〇〇の代理人」のように記載する。

22 代理人によるときは本人の印及び識別ラベル（本人が法人の場合にあっては、「【代表者】」の欄並びに印及び識別ラベル）は不要とし、代理人によらないときは「【代理人】」の欄は設けるには及ばない。

23 「【考案者】」、「【実用新案登録出願人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。この場合において、実用新案法施行規則第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条第1項の規定により実用新案登録出願人の権利について持分を記載するときは、「【実用新案登録出願人】」の次に「【持分】」の欄を設けて「○／○」のように分数で記載し、もとの実用新案登録出願人において、実用新案登録出願人に係る代表者を定めていたときは、代表者として選定されている実用新案登録出願人を第一番目の「【実用新案登録出願人】」の欄に記載し、「【実用新案登録出願人】」（実用新案登録出願人の

権利について持分を記載する場合にあっては、「【持分】」の次に「【代表出願人】」と記載する。

【考案者】

【住所又は居所】

【氏名】

【考案者】

【住所又は居所】

【氏名】

【実用新案登録出願人】

【識別番号】

【郵便番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍・地域】）

【実用新案登録出願人】

【識別番号】

【郵便番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍・地域】）

【代理人】

【識別番号】

㊦ 又は

識別ラベル

㊦ 又は

識別ラベル

【郵便番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【郵便番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

㊦ 又は

識別ラベル

㊦ 又は

識別ラベル

24 「【納付年分】」の欄には、「第1年分から第3年分」のように納付年分を記載する。

25 「【手数料の表示】」の欄は、特例法施行規則第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときに限り、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる登録料の額（「円」、「」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。

26 実用新案法施行規則第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条第1項の規定により実用新案法第26条において準用する特許法第73条第2項に規定する別段の定又は民法（明治29年法律第89号）第256条第1項ただし書の契約を記載するときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記載する（備考13により「【そ

の他】」の欄に当該法人の法的性質を記載するときは、その記載の次に行を改めて記載する。）。

- 27 届出に係るものの実用新案登録出願において、実用新案法第11条第1項において準用する特許法第30条第1項又は第3項の規定により発明の新規性の喪失の例外的規定の適用を受けようとしたときは、【【特記事項】】の欄の「平成5年改正法附則第5条第1項の規定による実用新案登録出願」の記載の次に行を改めて、「実用新案法第11条第1項において準用する特許法第30条第1項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願」又は「実用新案法第11条第1項において準用する特許法第30条第3項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願」と記載する。

- 28 届出に係るものの実用新案登録出願において、実用新案法第11条第1項において準用する特許法第43条第1項の規定により優先権の主張をしようとしたときは、【【代理人】】の欄の次に【【パリ条約による優先権等の主張】】の欄を設け、その欄に【【国・地域名】】及び【【出願日】】を設けて、国・地域名及び出願日を記載する。最初の出願若しくはパリ条約第4条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の番号を記載するときは、【【出願日】】の次に【【出願番号】】の欄を設けて、その番号を記載する。また、2以上の優先権を主張していたときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【【パリ条約による優先権等の主張】

【【国・地域名】

【【出願日】

【【出願番号】

【【パリ条約による優先権等の主張】

【【国・地域名】

【【出願日】

【【出願番号】

- 29 届出に係るものの実用新案登録出願において、実用新案法第8条第1項の規定による優先権を主張しようとしたときは、【【代理人】】（備考28に該当する場合にあっては、【【パリ条約による優先権等の主張】】）の欄の次に【【先の出願に基づく優先権主張】】の欄を設け、その欄に【【出願番号】】（先の出願が国際実用新案登録出願又は国際特許出願にあっては、【【出願番号】】を【【国際出願番号】】とする。）及び【【出願日】】を設けて、先の出願の番号（先の出願が国際実用新案登録出願又は国際特許出願にあっては、国際出願番号）及び年月日を記載する。ただし、先の出願の番号が通知されていないときは、【【出願日】】には「平成何年何月何日提出の実用新案登録出願」のように先の出願の年月日を記載し、【【出願日】】の次に【【整理番号】】の欄を設けて、先の出願の願書に記載した整理番号を記載する。また、2以上の優先権を主張していたときは、次のように欄を繰り返し設けて記

載する。

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

30 「【国際特許分類】」の欄には、国際特許分類に関する1971年3月24日のストラスブール協定第2条(1)の分類のグループ記号のうち、当該出願に係る考案を最も適切に表示するものとなるべく記載する。分類のグループ記号を2以上記載する場合は行を改めて記載する。

31 「【提出日】 令和 年 月 日」には、なるべく提出する日を記載する。

32 届出書が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入する。

33 各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行ってはならない。

34 とじ方はなるべく左とじとし、容易に分離し、とじ直すことができるように例えばホッチキス等を用いてとじる。

35 特例法施行規則第6条第1項の規定により包括委任状を援用するときは、【提出物件の目録】の欄に【包括委任状番号】の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、

2 以上の包括委任状を援用するときは、【提出物件の目録】の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【包括委任状番号】

【包括委任状番号】

36 同時に2以上の手続をする場合において、提出すべき証明書の内容が同一であって当該証明書を援用してその提出を省略するとき、【提出物件の目録】の欄に【物件名】の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に【援用の表示】の欄を設けて、援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示を記載する。また、他の事件に係る手続について既に特許庁に証明書を提出した場合であっても、その事項に変更がない場合において当該証明書を援用してその提出を省略するとき、【援用の表示】の欄に援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示を記載する。

- 2 前項の届出をする者は、届出に際し、もとの実用新案登録出願の願書に添付した明細書、図面及び要約書を添付しなければならない。
この場合において、当該実用新案登録出願が工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）の施行前にした実用新案登録出願であるときは、新実用新案法の規定中要約書に係る部分を適用する。
 - 3 日本国内に住所又は居所（法人にあっては、営業所）を有する者であって手続をするものの委任による代理人は、特別の授權を得なければ、改正法附則第五条第一項の届出をすることができない。
 - 4 二人以上が共同して実用新案登録出願をしたときは、各人は、他の者と共同でなければ、改正法附則第五条第一項の届出をすることができない。
 - 5 改正法附則第五条第五項の規定により特許出願又は意匠登録出願を新実用新案法の規定の適用を受ける実用新案登録出願に変更する場合における当該実用新案登録出願についての願書は、附則様式第三により作成しなければならない。
- 附則様式第3（附則第5条関係）
-

附則様式第 3 (附則第 5 条関係) (平 7 通産令57・平 8 通産令64・平 8 通産令79・平 8 通産令88・令元経産令 1・令元経産令88・一部改正)

特許印紙

(円)

【書類名】 実用新案登録願

【整理番号】

【特記事項】 平成 5 年改正法附則第 5 条第 5 項の規定による実用新案登録出願

(提出日) 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【原出願の表示】

【出願番号】

【出願日又は手続補正書提出日】

〔国際特許分類〕

【考案の名称】

【請求項の数】

【考案者】

【住所又は居所】

【氏名】

【実用新案登録出願人】

【識別番号】

【郵便番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

〔国籍・地域〕

【代理人】

【識別番号】

【郵便番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【納付年分】 第 1 年分から第 年分

【手数料の表示】

【予納台帳番号】

〔納付金額〕

⑨ 又は

識別ラベル

⑨ 又は

識別ラベル

【提出物件の目録】

【物件名】	明細書	1
【物件名】	図面	1
【物件名】	要約書	1

〔備考〕

1 特許印紙をはるときは、その下に出願手数料と登録料の合算額を括弧をして記載する。実用新案法第31条第3項ただし書及び第54条第4項ただし書の規定により、現金により出願手数料及び登録料を納付したときは、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはる。この場合において、出願手数料及び登録料は、一の納付書を使用して納付しなければならない。

2 【「原出願の表示」】の欄の【「出願番号」】には「平成何年特許願第何号」又は「平成何年意匠登録願第何号」、【「出願日又は手続補正書提出日」】には「平成何年何月何日」のようにもとの特許出願又は意匠登録出願の番号及び年月日を記載する。ただし、もとの特許出願の番号が通知されていないときは、【「出願日又は手続補正書提出日」】には「平成何年何月何日提出の特許願」のようにもとの特許出願の年月日を記載し、【「出願日又は手続補正書提出日」】の次に【「整理番号」】の欄を設けて、もとの出願の願書に記載した整理番号を記載し、もとの意匠登録出願の番号が通知されていないときは、「平成何年何月何日提出の意匠登録願」のようにもと

の意匠登録出願の年月日を記載する。

3 【「【手数料の表示】」の欄は、特例法施行規則第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときに限り、【「予納台帳番号」】には予納台帳の番号を、【「納付金額」】には見込額から納付に充てる出願手数料と登録料の合算額を記載する。

4 実用新案法施行規則第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条の4の規定により、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする旨を願書に記載してその旨を記載した書面の提出を省略するときは、【「特記事項」】の欄の「平成5年改正法附則第5条第5項の規定による実用新案登録出願」の記載の次に行を改めて、「実用新案法第11条第1項において準用する特許法第30条第1項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願」又は「実用新案法第11条第1項において準用する特許法第30条第3項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願」と記載する。

5 実用新案法施行規則第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条の4の規定により、パリ条約による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、【「代理人」】の欄の次に【「パリ条約による優先権等の主張」】の欄を設け、その欄に【「国・地域名」】及び【「出願日」】を設けて、国・地域名及び出願日を記載する。最初の出願若しくはパリ条約第4条C(4)の

規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A②の規定により最初の出願と認められた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。また、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【パリ条約による優先権等の主張】

【国・地域名】

【出願日】

【出願番号】

【パリ条約による優先権等の主張】

【国・地域名】

【出願日】

【出願番号】

6 実用新案法施行規則第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条の4の規定により、実用新案法第8条第1項の規定による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」（備考5に該当する場合にあっては、「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄の次に「【先の出願に基づく優先権主張】」の欄を設け、その欄に「【出願番号】」（先の出願が国際実用新案登録出願又は国際特許出願にあっては、「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とする。）及び「【出願日】」を設けて、先の出願の番号（先の出願が国際実用新案登録出願又は

は国際特許出願にあっては、国際出願番号）及び年月日を記載する。ただし、先の出願の番号が通知されていないときは、「【出願日】」には「平成何年何月何日提出の実用新案登録願」のように先の出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、先の出願の願書に記載した整理番号を記載する。また、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

7 願書が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入する。

8 実用新案法施行規則第22条第4項において準用する特許法施行規則第31条第3項又は第4項の規定により証明書又は図面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書等の書類名を記載し、その次に「【授用の表示】」の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記載する。また、2以上の証明書等の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

- 【物件名】
- 【援用の表示】
- 【物件名】
- 【援用の表示】
- 9 特例法施行規則第6条第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【包括委任状番号】」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。
- 【包括委任状番号】
- 【包括委任状番号】
- 10 実用新案法施行規則第23条第1項において準用する特許法施行規則第10条又は第10条の2の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同規則第10条第1項又は第10条の2第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（実用新案権に係るものにあつては、実用新案登録番号、書類名及びその提出日）を、同規則第10条第2項又は第10条の2第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（実用新案権に係るものにあつては、実用新案登録番号、書類名及びその提出日）を記載する。
- 11 代理人の選任の届出を出願と同時にするときは、「【代理人】」の欄の次に「【選任した代理人】」の欄を設けて、選任した代理人の「【識別番号】」、「【郵便番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」を記載する。また、「【選任した代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。
- 【選任した代理人】
- 【識別番号】
- 【郵便番号】
- 【住所又は居所】
- 【氏名又は名称】
- 【選任した代理人】
- 【識別番号】
- 【郵便番号】
- 【住所又は居所】
- 【氏名又は名称】
- 12 その他は、様式第2の備考と同様とする。

6 電子情報処理組織を使用して又はフレキシブルディスクの提出により特定手続を行う者は、次の表の第二欄に掲げる手続の区分に応じ、第一項又は第五項の規定において同表の第三欄に掲げる書類に記載すべきこととされている事項を同表の第四欄に掲げる様式により工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第二条第一項の入出力装置（手続をする者又はその者の代理人の使用に係るものに限る。）から入力し又はフレキシブルディスクに記録しなければならない。

	手続の区分	書類名	様式
一	改正法附則第五条第一項の規定による届出	届出書	附則様式第四
二	改正法附則第五条第五項の規定による実用新案登録出願	願書	附則様式第五

附則様式第 4
(附則第 5 条関係)

附則様式第 4 (附則第 5 条関係) (平 7 通産令57・平 8 通産令64・平 8 通産令79・平 9 通産令88・令元経産令 1・令元経産令17・一部改正)

【書類名】 実用新案登録願

【整理番号】

【特記事項】 平成 5 年改正法附則第 5 条第 1 項の規定による実用

新案登録出願

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【原出願の表示】

【出願番号】

【出願日又は手続補正書提出日】

((【国際特許分類】)

【考案の名称】

【請求項の数】

【考案者】

【住所又は居所】

【氏名】

【実用新案登録出願人】

【識別番号】

【郵便番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

((【国籍】)

【代理人】

【識別番号】

【郵便番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【納付年分】 第 1 年分から第 年分

((【手数料の表示】)

((【予納台帳番号】)

((【納付金額】)

【提出物件の目録】

【物件名】 明細書

【物件名】 図面

【物件名】 要約書

〔備考〕

1 1 行は36字詰めとし、1 ページは29行とする。

2 文字は、日本産業規格 X0208号で定められている文字を用いる。ただし、半角文字並びに「【】(区点番号1—58)、【】(区点番号1—59)」、「▲」(区点番号2—5)及び「▼」(区点番号2—7)は用いてはならない(欄名の前後に「【】(区点番号1—58)及び「【】(区点番号1—59)」を、又は置き換えた文字の前後に「▲」(区点番号2—5)及び「▼」(区点番号2—7)を用いるときを除く。)。日本産業規格 X0208号で定められている文字以外の文字を用いようとするときは、日本産業規格 X0208号で定められている漢字に置き換えて記録し、又はその読みを平仮名で記録し、それらの前に「▲」(区点番号2—5)、後ろに「▼」(区点番号2—7)を付す。

3 「【整理番号】」の欄には、ローマ字(大文字に限る。)、アラビア数字若しくは「—」又はそれらの組み合わせからなる記号であって、10字以下のものを記録する。

4 「【原出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には「平成何年実用新案登録願第何号」、「【出願日又は手続補正書提出日】」には「平成何年何月何日」のようにもとの実用新案登録出願の番号及び年月日を記録する。ただし、もとの出願の番号が通知されていないときは、「【出願日又は手続補正書提出日】」には「平成何年何月何日提出の実用新案登録願」のようにもとの実用新案登録出願の年月日を記録し、「【出願日又は手続補正書提出日】」の次に「【整理番号】」の欄を設け

て、もとの出願の願書に記載した整理番号を記録する。

5 「【考案の名称】」の欄には、明細書の「【考案の名称】」の欄に記録される考案の名称と同一のものを記録する。

6 「【住所又は居所】」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記録する。ただし、識別番号を記録したときは、「【郵便番号】」及び「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。

7 氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み取りやすいものであるときは、「【氏名又は名称】」の上に「【フリガナ】」の欄を設けて、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。

8 「【実用新案登録出願人】」又は「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」(法人にあつては、「【代表者】」)の次に、「【電話番号】」の欄を設けて、実用新案登録出願人又は代理人の有する電話又はフaksimリの番号をなるべく記録する。

9 識別番号の通知を受けていない者については、「【識別番号】」の欄は設けるには及ばない。

10 「【氏名又は名称】」は、法人にあつては、名称を記録し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記録する。また、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて「○○法の規定による法人」又は「○○国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記録する。

11 実用新案登録出願人が外国人であって住所又は居所をローマ字で表記できる場合は、「【住所又は居所】」の次に「【住所又は居所原語表記】」の欄を設けて、住所又は居所の原語をなるべく記録する。また、実用新案登録出願人が外国人であって氏名又は名称をローマ字で表記できる場合は、「【氏名又は名称】」の次に「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、氏名又は名称の原語をなるべく記録し、法人にあっては、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。

12 日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」(名称の原語を記録する場合にあっては、「【氏名又は名称原語表記】」)の次に「【営業所郵便番号】」及び「【営業所】」の欄を設けて、営業所の郵便番号及び所在地を記録し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。

13 実用新案登録出願人がパリ条約第3条の規定により同盟国の国民とみなされる者(法人に限る。)のとき(備考第12に該当するときを除く。)は、「【氏名又は名称】」(名称の原語を記録する場合にあっては、「【氏名又は名称原語表記】」)の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地の国名を記録し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。

14 「【国籍】」は、外国人の場合に限り記録する。ただし、その国籍が、「【住所又は居所】」の欄に記録した国(特例法施行規則第2条第3項の規定によりその記録を省略した場合

にあっては、省略した国)と同一であるときは、「【国籍】」の欄は設けるには及ばない。

15 実用新案登録出願人が実用新案登録を受ける権利の信託の受託者であるときは、「【実用新案登録出願人】」の欄の次に「【信託関係事項】」の欄を設けて、実用新案法施行規則第23条第4項において準用する特許法施行規則第26条第1項各号の事項を記録する。

16 代理人が弁理士のときは、「【住所又は居所】」の次に「【弁理士】」と記録し、弁護士のときは、「【弁護士】」と記録する。

17 代理人が出願人の全員を代理しないときは、「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」(代理人が法人にあっては、「【代表者】」)の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「【実用新案登録出願人〇〇の代理人】」のように記録する。

18 代理人によるときは、本人が法人の場合にあっては「【実用新案登録出願人】」の欄の「【代表者】」の欄は不要とし、代理人によらないときは、「【代理人】」の欄は設けるには及ばない。

19 「【考案者】」、「【実用新案登録出願人】」又は「【代理人】」の欄に記録すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。この場合において、実用新案登録出願人の権利について持分を記録するときは、「【実用新案登録出願人】」の次に「【持分】」の欄を設けて「〇/〇」のよ

うに分数で記録し、もとの実用新案登録出願において、実用新案登録出願人に係る代表者を定めていたときは、代表者として選定されている実用新案登録出願人を第一番目の「【実用新案登録出願人】」の欄に記録し、「【実用新案登録出願人】」（実用新案登録出願人の権利について持分を記録する場合にあっては、「【持分】」の次に「【代表出願人】」と記録する。

【考案者】

【住所又は居所】

【氏名】

【考案者】

【住所又は居所】

【氏名】

【実用新案登録出願人】

【識別番号】

【郵便番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍】）

【実用新案登録出願人】

【識別番号】

【郵便番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍】）

【代理人】

【識別番号】

【郵便番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【郵便番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

20 「【納付年分】」の欄には、「第1年分から第3年分」のよう
に納付年分を記録する。

21 「（【手数料の表示】）」の欄は、特例法施行規則第40条第2
項の規定により見込額からの納付の申出を行うときに限り、
「（【予納台帳番号】）」には予納台帳の番号を、「（【納付金
額】）」には見込額から納付に充てる登録料の額（「円」、「
」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記録す
る。実用新案法第31条第3項ただし書又は第33条第3項ただし
書の規定により、現金により登録料を納付した場合において、
電子情報処理組織を使用して特定手続を行うときに限り、
「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】）」とし、歳入関

係事務特例省令別紙第2号の2書式に定める納付書番号を記録する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。

22 実用新案法施行規則第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条第1項の規定により実用新案法第26条において準用する特許法第73条第2項に規定する別段の定又は民法（明治29年法律第89号）第256条第1項ただし書の契約を記録するときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記録する（備考10により「【その他】」の欄に当該法人の法的性質を記録するときは、その記録の次に行を改めて記録する。）。

23 届出に係るもとの実用新案登録出願において、特例法施行規則第12条の規定により、実用新案法第11条第1項において準用する特許法第30条第4項に規定する同条第1項又は第3項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面の提出に代えて発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとしたときは、「【特記事項】」の欄の「平成5年改正法附則第5条第1項の規定による実用新案登録出願」の記録の次に行を改めて、「実用新案法第11条第1項において準用する特許法第30条第1項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願」又は「実用新案法第11条第1項において準用する特許法第30条第3項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願」と記録する。

24 届出に係るもとの実用新案登録出願において、特例法施行規則第12条の規定により、実用新案法第11条第1項において準用する特許法第43条第1項に規定する書面の提出に代えてパリ条約による優先権を主張しようとする旨等を願書に記録していたときは、「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国名】」及び「【出願日】」を設けて、国名及び出願日を記録する。最初の出願若しくはパリ条約第4条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の番号を記録するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記録する。また、2以上の優先権を主張していたときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】

【出願日】

【出願番号】

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】

【出願日】

【出願番号】

25 変更の届出に係るもとの実用新案登録出願において、特例法施行規則第12条の規定により、実用新案法第8条第4項に

規定する書面の提出に代えて同条第1項の規定による優先権を主張しようとする旨等を願書に記録していたときは、【代理人】（備考²⁴に該当する場合にあっては、【パリ条約による優先権等の主張】）の欄の次に【先の出願に基づく優先権主張】の欄を設け、その欄に【出願番号】（先の出願が国際実用新案登録出願又は国際特許出願にあっては、【出願番号】）を【国際出願番号】とする。）及び【出願日】を設けて、先の出願の番号（先の出願が国際実用新案登録出願又は国際特許出願にあっては、国際出願番号）及び年月日を記録する。ただし、先の出願の番号が通知されていないときは、【出願日】には「平成何年何月何日提出の実用新案登録出願」のように先の出願の年月日を記録し、【出願日】の次に【整理番号】の欄を設けて、先の出願の願書に記載した整理番号を記録する。また、2以上の優先権を主張していたときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

²⁶ 「【国際特許分類】」の欄には、国際特許分類に関する1971年3月24日のストラスブール協定第2条(1)の分類のグループ

記号のうち、当該出願に係る考案を最も適切に表示するものとなるべく記録する。分類のグループ記号を2以上記録する場合は行を改めて記録する。

²⁷ 「【提出日】令和 年 月 日）」の欄には、電子情報処理組織を利用して手続を行うときは、その手続をする日、磁気ディスクの提出により手続を行うときは、その提出をする日となるべく記録する。

²⁸ 特例法施行規則第6条第1項の規定により包括委任状を援用するときは、【提出物件の目録】の欄に【包括委任状番号】の欄を設けて、包括委任状の番号を記録する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、【提出物件の目録】の欄に次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【包括委任状番号】

【包括委任状番号】

²⁹ 同時に2以上の手続をする場合において、提出すべき証明書の内容が同一であって当該証明書を援用してその提出を省略するときは、【提出物件の目録】の欄に【物件名】の欄を設けて、当該証明書の書類名を記録し、その次に【援用の表示】の欄を設けて、援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示を記録する。また、他の事件に係る手続について既に特許庁に証明書を提出した場合であっても、その事項に変更がない場合において当該証明書を援用してその提出を省略するときは、【援用の表示】の欄に援用

される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示を記録する。

附則様式第 5
(附則第 5 条関係)

附則様式第 5 (附則第 5 条関係) (平 7 通産令57・平 8 通産令64・平 8 通
産令79・平 9 通産令88・令元経産令 1・一部改正)

【書類名】 実用新案登録願

【整理番号】

【特記事項】 平成 5 年改正法附則第 5 条第 5 項の規定による実用
新案登録出願

【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【原出願の表示】

【出願番号】

【出願日又は手続補正書提出日】

(【国際特許分類】)

【考案の名称】

【請求項の数】

【考案者】

【住所又は居所】

【氏名】

【実用新案登録出願人】

【識別番号】

【郵便番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍】)

【代理人】

【識別番号】

【郵便番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【納付年分】 第 1 年分から第 年分

(【手数料の表示】)

(【予納台帳番号】)

(【納付金額】)

【提出物件の目録】

【物件名】 明細書 1

【物件名】 図面 1

【物件名】 要約書 1

〔備考〕

1 「【原出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には「平成何年
特許願第何号」又は「平成何年意匠登録願第何号」、「【出願
日又は手続補正書提出日】」には「平成何年何月何日」のよ
うにもとの特許出願又は意匠登録出願の番号及び年月日を記
録する。ただし、もとの特許出願の番号が通知されていない
ときは、「【出願日又は手続補正書提出日】」には「平成何年
何月何日提出の特許願」のようにもとの特許出願の年月日を

記録し、【出願日又は手続補正書提出日】の次に【整理番号】の欄を設けて、もとの出願の願書に記録した整理番号を記録し、もとの意匠登録出願の番号が通知されていないときは、「平成何年何月何日提出の意匠登録願」のようにもとの意匠登録出願の年月日を記録する。

2 【手数料の表示】の欄は、特例法施行規則第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときに限り、【予納台帳番号】には予納台帳の番号を、【納付金額】には見込額から納付に充てる出願手数料と登録料の合算額を記録する。実用新案法第31条第3項ただし書及び第54条第4項ただし書の規定により、現金により出願手数料及び登録料を納付した場合において、電子情報処理組織を使用して特定手続を行うときに限り、【予納台帳番号】を【納付書番号】とし、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式に定める納付書番号を記録する。この場合において、【納付金額】の欄は設けるには及ばず、出願手数料及び登録料は一の納付書を使用して納付しなければならない。

3 特例法施行規則第12条の規定により、実用新案法第11条第1項において準用する特許法第30条第4項に規定する同条第1項又は第3項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面の提出に代えて発明の新規性の喪失の例外的規定の適用を受けようとする旨を願書に記録するときは、【特記事項】の欄の「平成5年改正法附則第5条第5項の規定によ

る実用新案登録出願」の記録の次に行を改めて、「実用新案法第11条第1項において準用する特許法第30条第1項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願」又は「実用新案法第11条第1項において準用する特許法第30条第3項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願」と記録する。

4 特例法施行規則第12条の規定により、実用新案法第11条第1項において準用する特許法第43条第1項に規定する書面の提出に代えてパリ条約による優先権を主張しようとする旨等を願書に記録するときは、【代理人】の欄の次に【パリ条約による優先権等の主張】の欄を設け、その欄に【国名】及び【出願日】を設けて、国名及び出願日を記録する。最初の出願若しくはパリ条約第4条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の番号を記録するときは、【出願日】の次に【出願番号】の欄を設けて、その番号を記録する。また、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】

【出願日】

【出願番号】

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】

【出願日】

【出願番号】

- 5 特例法施行規則第12条の規定により、実用新案法第8条第4項に規定する書面の提出に代えて同条第1項の規定による優先権を主張しようとする旨等を願書に記録するときは、**【代理人】**（備考4に該当する場合にあっては、**【パリ条約による優先権等の主張】**）の欄の次に**【先の出願に基づく優先権主張】**の欄を設け、その欄に**【出願番号】**（先の出願が国際実用新案登録出願又は国際特許出願にあっては、**【出願番号】**）を**【国際出願番号】**とする。）及び**【出願日】**を設けて、先の出願の番号（先の出願が国際実用新案登録出願又は国際特許出願にあっては、国際出願番号）及び年月日を記録する。ただし、先の出願の番号が通知されていないときは、**【出願日】**には「平成何年何月何日提出の実用新案登録願」のように先の出願の年月日を記録し、**【出願日】**の次に**【整理番号】**の欄を設けて、先の出願の願書に記載した整理番号を記録する。また、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

- 6 実用新案法施行規則第23条第4項において準用する特許法施行規則第31条第3項又は第4項の規定により証明書又は図面の提出を省略するときは、**【提出物件の目録】**の欄に**【物件名】**の欄を設けて、当該**証明書等の書類名**を記録し、その次に**【援用の表示】**の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記録する。また、2以上の**証明書等の提出を省略する**ときは、**【提出物件の目録】**の欄に次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

- 7 特例法施行規則第6条第1項の規定により包括委任状を援用するときは、**【提出物件の目録】**の欄に**【包括委任状番号】**の欄を設けて、包括委任状の番号を記録する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、**【提出物件の目録】**の欄に次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【包括委任状番号】

【包括委任状番号】

- 8 実用新案法施行規則第23条第1項において準用する特許法施行規則第10条の2の規定により**証明書**の提出を省略すると

きは、【提出物件の目録】の欄に【物件名】の欄を設けて当該証明書の書類名を記録し、その次に【援用の表示】の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示を、同条第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示を記録する。

9 代理人の選任の届出を出願と同時にするときは、【代理人】の欄の次に【選任した代理人】の欄を設けて、選任した代理人の【識別番号】、【郵便番号】、【住所又は居所】及び【氏名又は名称】を記録する。また、【選任した代理人】の欄に記録すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【選任した代理人】

【識別番号】

【郵便番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【選任した代理人】

【識別番号】

【郵便番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

10 その他は、様式第4の備考と同様とする。

附 則（平成七年六月二七日通商産業省令第五七号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成七年七月一日）から施行する。ただし、第二条の規定、第三条中実用新案法施行規則第二十二条及び第二十三条第十三項の改正規定、同規則様式第十五の改正規定（「【考案の名称】」を削る部分を除く。）並びに同規則様式第十六の改正規定（同様式に備考2を加える部分に限る。）、第四条中意匠法施行規則第十一条第二項の改正規定（「公告」を「特許公報への掲載」に改める部分に限る。）並びに同条第三項及び第六項の改正規定、第六条の規定、第七条の規定（特許登録令施行規則第七条第三項、第三十一条第一項及び第三十七条第一項の改正規定中「、第二百二十六条第一項若しくは第百八十四条の十五第一項」を「若しくは第二百二十六条第一項」に改める部分並びに同規則第二十八条第二項及び第三項の改正規定を除く。）、第十一条及び第十二条の規定並びに附則第二条、第四条及び第五条の規定は、平成八年一月一日から施行する。

附 則（平成八年九月一一日通商産業省令第六四号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成八年十月一日から施行する。

附 則（平成八年一二月二五日通商産業省令第七九号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、商標法等の一部を改正する法律（平成八年法律第六十八号。以下「平成八年改正法」という。）の施行の日（平成九年四月一日）から施行する。

（実用新案法施行規則の改正に伴う経過措置）

第七条 特例法施行規則の施行日前にした実用新案登録出願及びこれに係る手続については、同規則附則第六条において準用する同規則附則第三条第一項の規定にかかわらず、第七条の規定による改正後の実用新案法施行規則第二十三条第一項において準用する特許法施行規則第九条の三の規定を適用する。

2 特許法施行規則等の一部を改正する省令（昭和六十年通商産業省令第四十五号）附則第三項、特許法施行規則等の一部を改正する省令（平成五年通商産業省令第七十五号）附則第三条第一項及び特例法施行規則附則第六条において準用する同規則附則第三条第一項の規定によりそれぞれなおその効力を有するものとされた実用新案法施行規則の様式に規定する手続に係る書面と添付書類との間及び添付書類各葉の間の割印については、これらの規定にかかわらず、要しないものとする。

附 則（平成九年三月二四日通商産業省令第二一号）

（施行期日）

1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に特許庁に係属している特許出願、実用新案登録出願及び国際出願（この省令の施行日後にされた特許出願、実用新案登録出願であつて、特許法第四十四条第二項（同法第四十六条第六項及び実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）、実用新案法第十条第三項、特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号。以下この項において「平成五年改正法」という。）による改正前の特許法第四十四条第二項（同法第四十六条第六項及び平成五年改正法による改正前の実用新案法（以下この項において「平成五年旧実用新案法」という。）第九条第一項において準用する場合を含む。）、平成五年旧実用新案法第八条第三項、特許法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十一号。以下この項において「昭和六十年改正法」という。）による改正前の特許法（以下この項において「昭和六十年旧特許法」という。）第四十五条第六項若しくは第五十三条第四項（昭和六十年旧特許法第一百五十九条第一項（昭和六十年旧特許法第七十四條第一項（昭和六十年改正法による改正前の実用新案法（以下この項において「昭和六十年旧実用新案法」という。）第四十五条において準用する場合を含む。）及び昭和六十年旧実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）、昭和六十年旧特許法第六十一条の三第一項（昭和六十年旧実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）及び昭和六十年旧実用新案法第十三条において準用する場合を含む。）又は平成五年改正法附則第五条第六項において準用する同条第二項の規定により、この省令の施行日前にしたものとみなされるものを除く。）に係る手続については、改正前の特許法施行規則、改正前の実用新案法施行規則、改正前の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則及び改正前の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（以下この項において「旧特例法施行規則」という。）の規定は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧特例法施行規則第十九条第一項、第三十一条第一項及び第三十三条中「通商産業省令」とあるのは、「経済産業省令」とする。

3 特許法施行規則等の一部を改正する省令（昭和六十年通商産業省令第四十五号）附則第二項及び第三項、特許法施行規則等の一部を改正する省令（平成五年通商産業省令第七十五号）附則第三条第一項並びに工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号。以下この項において「特例法施行規則」という。）附則第三条第一項（第六条において準用する場合を含む。）の規定によりそれぞれなおその効力を有するものとされた特許法施行規則、実用新案法施行規則及び特例法施行規則に規定する手続については、これらの規定にかかわらず、第一条の規定による改正後の特許法施行規則第二十七条の五の規定、第二条の規定による改正後の実用新案法施行規則第二十三条の規定並びに第四条の規定による改正後の特例法施行規則第十九条の二及び第二十九条の二の規定を適用する。

附 則（平成九年五月二九日通商産業省令第八八号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成九年六月一日から施行する。

附 則（平成一〇年一月八日通商産業省令第一号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

（経過措置の原則）

第二条 この省令による改正後の規定は、特別の定めがある場合を除き、この省令の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この省令による改正前の規定により生じた効力を妨げない。

附 則（平成一〇年六月一六日通商産業省令第五七号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、平成十年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前にした特許出願、実用新案登録出願又は国際出願については、なお従前の例による。

附 則（平成一〇年一二月一八日通商産業省令第八七号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十一年一月一日から施行する。

附 則（平成一一年三月一〇日通商産業省令第一四号）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年二月二八日通商産業省令第一三二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十二年一月一日から施行する。

（実用新案法施行規則の改正に伴う経過措置）

第四条 平成十二年一月一日前に実用新案法第四十八条の四第一項の規定による翻訳文若しくは同法第四十八条の五第一項の規定による書面の提出がされた同法第四十八条の三第一項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願又は平成十二年一月一日前に同法第四十八条の十六第二項の規定による翻訳文の提出がされた同法第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願に係る手続については、第二条の規定による改正前の実用新案法施行規則の規定（同規則第二十三条において準用する特許法施行規則第三条及び第四十八条の二の規定を除く。）は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成一二年三月三一日通商産業省令第九二号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年一月二〇日通商産業省令第三五七号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一四年八月一日経済産業省令第九四号）

（施行期日）

第一条 この省令は特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年九月一日）から施行する。

（継続中の特許出願及び実用新案登録出願に係る経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に特許庁に係属している特許出願に係る様式第二十九の備考 1 5 のホ及び実用新案登録出願に係る様式第三の備考 1 4 のホの適用については、この省令の施行後も、なお従前の例による。

附 則（平成一五年六月六日経済産業省令第七二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十五年七月一日から施行する。

（実用新案法施行規則の改正に伴う経過措置）

第三条 この省令の施行前にした実用新案登録出願の願書に添付した明細書についての補正及びこの省令の施行前にした実用新案登録出願に係る特許の願書に添付した明細書についての訂正については、なお従前の例による。

2 この省令の施行前に実用新案法第四十八条の四第一項及び第二項の規定による翻訳文を提出した同法第四十八条の三第一項の規定により実用新案登録出願とみなされる国際出願の願書に添付した明細書についての補正及びこの省令の施行前に実用新案法第四十八条の四第一項及び第二項の規定による翻訳文を提出した同法第四十八条の三第一項の規定により実用新案登録出願とみなされる国際出願に係る特許の願書に添付した明細書の訂正については、なお従前の例による。

附 則（平成一五年九月四日経済産業省令第九九号）

この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年一月一日）から施行する。

附 則（平成一五年一〇月二七日経済産業省令第一四一号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年一月一日）から施行する。

（平成五年改正法の施行前にした実用新案登録出願についての経過措置）

第四条 特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号。以下「平成五年改正法」という。）の施行前にした実用新案登録出願に係る実用新案登録についての平成五年改正法附則第四条の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされる平成五年改正法第三条の規定による改正前の実用新案法（以下「旧実用新案法」という。）第三十七条第一項、第三十九条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判であって、この省令の施行後に請求されるものについては、平成五年改正省令附則第三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされた平成五年改正省令第二条による改正前の実用新案法施行規則第六条第十四項において準用する平成五年改正省令第一条による改正前の特許法施行規則第七章の規定にかかわらず、第一条の規定による改正後の特許法施行規則第八章の規定を準用する。

附 則（平成一五年一月二一日経済産業省令第一五三号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年一月一日）から施行する。

（実用新案法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の実用新案法施行規則第十二条の規定は、この省令の施行後にする国際出願について適用し、この省令の施行前にした国際出願については、なお従前の例による。

附 則（平成一六年三月二日経済産業省令第二八号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

附 則（平成一六年六月四日経済産業省令第六九号） 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年三月二九日経済産業省令第三〇号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年一〇月三日経済産業省令第九六号）

この省令は、平成十七年十月三日から施行する。

附 則（平成一七年一月二二日経済産業省令第一一八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年三月二六日経済産業省令第一四号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、改正法の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

附 則（平成一九年三月三〇日経済産業省令第二六号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

(特許法施行規則等の改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の特許法施行規則第三十八条の二の二及び第三十八条の二の三（第三条の規定による改正後の実用新案法施行規則第二十三条第六項において準用する場合を含む。）の規定は、この省令の施行後にする国際特許出願又は国際実用新案登録出願について適用し、この省令の施行前にした国際特許出願又は国際実用新案登録出願については、なお従前の例による。

附 則（平成一九年八月三日経済産業省令第五〇号）

この省令は、産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年八月六日）から施行する。

附 則（平成二〇年九月三〇日経済産業省令第六九号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。

附 則（平成二〇年二月二六日経済産業省令第九〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。

附 則（平成二一年一月三〇日経済産業省令第五号）

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年二月二八日経済産業省令第七二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十四年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

（平成五年改正法の施行前にした実用新案登録出願についての経過措置）

第五条 特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号。以下「平成五年改正法」という。）の施行前にした実用新案登録出願に係る実用新案登録についての平成五年改正法附則第四条の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされる平成五年改正法第三条の規定による改正前の実用新案法第三十七条第一項、第三十九条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判であって、この省令の施行後に請求されるものについては、特許法施行規則等の一部を改正する省令（平成五年通商産業省令第七十五号。以下「平成五年改正省令」という。）附則第三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされた平成五年改正省令第二条による改正前の実用新案法施行規則第六条第十四項において準用する平成五年改正省令第一条による改正前の特許法施行規則第七章の規定にかかわらず、第一条の規定による改正後の特許法施行規則第八章の規定を準用する。

附 則（平成二四年一月三〇日経済産業省令第八六号） 抄

この省令は、平成二十五年三月十七日から施行する。

附 則（平成二七年二月二〇日経済産業省令第六号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（実用新案法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の実用新案法施行規則第二十三条第七項において準用する新特許法施行規則第三十八条の十四の規定は、この省令の施行前に旧特許法施行規則第三十八条の十四第一項に規定する期間内に特許協力条約第八条の規定による優先権の主張を伴う国際特許出願又は実用新案法第四十八条の十六第一項の申出をする者によって、規則17.1(a)に規定する優先権書類の提出がなかった場合については、適用しない。

附 則（平成二七年二月二〇日経済産業省令第七号）

この省令は、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附 則（平成二七年六月二二日経済産業省令第五一号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十七年七月一日から施行する。

（実用新案法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の実用新案法施行規則第二十三条第七項の規定は、施行日以後に実用新案法第四十八条の四第六項に規定する国内処理の請求をする国際実用新案登録出願又は同法第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際実用新案登録出願について適用し、施行日前に同法第四十八条の四第六項に規定する国内処理の請求をした国際実用新案登録出願又は同法第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際実用新案登録出願については、なお従前の例による。

附 則（平成二八年三月二五日経済産業省令第三六号）

この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則（平成三一年二月一二日経済産業省令第一二号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

附 則（令和元年五月七日経済産業省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年七月一日経済産業省令第一七号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和元年九月一三日経済産業省令第三八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年五月二〇日経済産業省令第四九号）

（施行期日）

1 この省令は、令和二年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前にした特許出願、実用新案登録出願、又は意匠登録出願については、なお従前の例による。

附 則（令和二年二月二八日経済産業省令第九二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和三年九月三〇日経済産業省令第七二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年十月一日）から施行する。

附 則 （令和四年二月二五日経済産業省令第一〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（実用新案法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の実用新案法施行規則第四条（第五号に係る部分に限る。）の規定は、この省令の施行後にする実用新案登録出願について適用し、この省令の施行前にした実用新案登録出願については、なお従前の例による。

附 則 （令和四年三月一五日経済産業省令第一四号）

この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附 則 （令和四年六月三〇日経済産業省令第五八号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和四年七月一日から施行する。

（実用新案法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 前条の規定は、第二条の規定による実用新案法施行規則の改正に伴う経過措置に関して準用する。

附 則 （令和四年九月二六日経済産業省令第七五号） 抄

この省令は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十一月一日）から施行する。

附 則 （令和四年一二月二六日経済産業省令第一〇三号）

この省令は、令和五年一月一日から施行する。

附 則 （令和五年三月一三日経済産業省令第一〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 （令和五年一二月一八日経済産業省令第五八号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、令和六年一月一日から施行する。

様式第1（第1条の2関係）

様式第1（第1条の2関係）

【書類名】 実用新案登録願
【整理番号】
 （**【提出日】** 令和 年 月 日）
【あて先】 特許庁長官 殿
 （**【国際特許分類】**）
【考案者】
 【住所又は居所】
 【氏名】
【実用新案登録出願人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 （**【国籍・地域】**）
【代理人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
【納付年分】 第1年分から第 年分
 （**【手数料の表示】**）
 （**【予納台帳番号】**）
 （**【納付金額】**）
【提出物件の目録】
 【物件名】 実用新案登録請求の範囲 1
 【物件名】 明細書 1
 【物件名】 図面 1
 【物件名】 要約書 1

〔備考〕

- 用紙は、日本産業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 余白は、少なくとも用紙の上に6cm、左右及び下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.3cmを超えないものとする。
- 書き方は左横書、1行は40字詰めとし、1ページは50行以内とする。
- 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りようにかつ容易に消すことができないように書く。また、半角文字並びに「【】」、「」」、「▲」及び「▼」は用いてはならない（欄名の前後に「【」及び「」」を用いるときを除く。）。
- 特許用紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下に出願手数料と登録料の合算額を括弧をして記載する。実用新案法第31条第5項ただし書及び第54条第7項ただし書の規定により、現金により出願手数料と登録料を納付した場合であつて、工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成8年通商産業省令第64号。以下「現金手続省令」という。）第5条の規定による納付書（以下「納付書」という。）によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号。以下「事務規程」という。）別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成2年通商産業省令第41号。以下「特例法施行規則」という。）第41条の9第1項に規定する納付情報（以下「納付情報」という。）によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、出願手数料及び登録料は、一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならず、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。
- 「【整理番号】」の欄には、ローマ字（大文字に限る。）、アラビア数字若しくは「－」又はそれらの組み合わせからなる記号であつて、10字以下のものを記載する。
- 「【住所又は居所】」の欄は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。

- 8 氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、「【氏名又は名称】」の欄の上に「【フリガナ】」の欄を設けて、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。
- 9 「【実用新案登録出願人】」又は「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」(法人にあつては、「【代表者】」若しくは「【法人の法的性質】」)の欄の次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」の欄を設けて、実用新案登録出願人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。
- 10 識別番号の通知を受けていない者については、「【識別番号】」の欄は設けるには及ばない。
- 11 「【氏名又は名称】」の欄には、自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。また、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「【氏名又は名称】」の欄(「【代表者】」の欄を設けたときはその欄)の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて、「〇〇法の規定による法人」、外国法人にあつては「〇〇国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載する。
- 12 実用新案登録出願人が外国人であつて住所又は居所をローマ字で表記できる場合は、「【住所又は居所】」の欄の次に「【住所又は居所原語表記】」の欄を設けて、住所又は居所の原語をなるべく記載する。また、実用新案登録出願人が外国人であつて氏名又は名称をローマ字で表記できる場合は、「【氏名又は名称】」の欄の次に「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、氏名又は名称の原語をなるべく記載し、法人にあつては、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 13 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」(名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」)の欄の次に「【日本における営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 14 実用新案登録出願人がパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国の国民とみなされる者(法人に限る。)のとき(備考13に該当するときを除く。)は、「【氏名又は名称】」(名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」)の欄の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地の国・地域名を記載する。
- 15 「(【国籍・地域】)」の欄は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が、「【住所又は居所】」の欄に記載した国・地域(特例法施行規則第2条第3項の規定によりその記載を省略した場合にあつては、省略した国・地域)と同一であるときは、「(【国籍・地域】)」の欄は設けるには及ばない。
- 16 実用新案登録出願人が実用新案登録を受ける権利の信託の受託者であるときは、「【実用新案登録出願人】」の欄の次に「【信託関係事項】」の欄を設けて、第23条第2項において準用する特許法施行規則第26条第1項各号の事項を記載する。
- 17 代理人が弁理士のときは、「【住所又は居所】」の欄の次に「【弁理士】」と記載し、弁理士のときは、「【弁理士】」と記載する。また、代理人が弁理士・外国法事務弁理士共同法人のときは、「【代表者】」の欄の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を記載する。
- 18 代理人が出願人の全員を代理しないときは、「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」(代理人が法人にあつては、「【代表者】」)の欄の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「実用新案登録出願人〇〇の代理人」のように記載する。ただし、代理人が弁理士・外国法事務弁理士共同法人の場合にあつては、「【代理関係の特記事項】」の欄に、「実用新案登録出願人〇〇の代理人」と、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を行を改めて記載する。
- 19 代理人によるときであつて本人が法人の場合にあつては、「【代表者】」の欄は不要とし、代理人によらないときは「【代理人】」の欄は設けるには及ばない。
- 20 「【考案者】」、「【実用新案登録出願人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰返し設けて記載する。この場合において、第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条第2項の規定により実用新案登録出願人の権利について持分を記載するときは、「【実用新案登録出願人】」の欄の次に「【持分】」の欄を設けて「〇/〇」のように分数で記載し、実用新案登録出願人に係る代表者選定の届出を出願と同時にするときは、代表者として選定される実用新案登録出願人を第一番目の「【実用新案登録出願人】」の欄に記載し、「【実用新案登録出願人】」(実用新案登録出願人の権利について持分を記載する場合にあつては、「【持分】」)の欄の次に「【代表出願人】」と記載する。また、持分が投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約に関する法律(平成17年法律第40号)第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約又は民法(明治29年法律第89号)第667条第1項に規定する組合契約に基づくものであるときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、例えば、投資事業有限責任組合契約にあつては「〇〇の持分は、〇〇投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契

約に基づく持分」、有限責任事業組合契約にあつては「〇〇の持分は、〇〇有限責任事業組合の有限責任事業組合契約に基づく持分」、組合契約にあつては「〇〇の持分は、民法第 667 条第 1 項に規定する組合契約に基づく持分」のように記載する。

【考案者】

【住所又は居所】

【氏名】

【考案者】

【住所又は居所】

【氏名】

【実用新案登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍・地域】)

【実用新案登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍・地域】)

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 21 代理人の選任の届出を出願と同時にするときは、「【代理人】」の欄の次に「【選任した代理人】」の欄を設けて、選任した代理人の「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」を記載する。また、「【選任した代理人】」の欄に記載すべき者が 2 人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 22 「【納付年分】」の欄は、「第 1 年分から第 3 年分」のように納付年分を記載する。

- 23 「【手数料の表示】」の欄は、特例法施行規則第 40 条第 2 項の規定により工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成 2 年法律第 30 号。以下「特例法」という。）第 15 条第 1 項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【予納台帳番号】」の欄には予納台帳の番号を、「【納付金額】」の欄には出願手数料と登録料の合算額（「円」、「、」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。実用新案法第 31 条第 5 項ただし書及び第 54 条第 7 項ただし書の規定により、現金により出願手数料と登録料を納付する場合であつて、特例法施行規則第 40 条第 4 項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」の欄には納付すべき出願手数料と登録料の合算額を記載する。実用新案法第 31 条第 5 項ただし書及び第 54 条第 7 項ただし書の規定により、現金により出願手数料と登録料を納付する場合であつて、特例法施行規則第 40 条第 5 項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」の欄には納付すべき出願手数料と登録料の合算額を記載する。

- 24 第1条の2第3項の規定により、産業技術力強化法第17条第1項の規定による特定研究開発等成果に係る実用新案登録を受けようとする出願であるときは、「【納付年分】」の欄の次に「【国等の委託研究の成果に係る記載事項】」の欄を設けて、「令和○年度、○○省、○○委託事業、産業技術力強化法第17条第1項の適用を受ける実用新案登録出願」又は「令和○年度、○○省、○○請負事業、産業技術力強化法第17条第1項の適用を受ける実用新案登録出願」のように記載する。
- 25 第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するとき及び第21条第2項に規定する共有に係る出願のうち国を含む者の共有に係る出願であつて国以外の各共有者ごとに登録料の金額（減免を受ける者にあつてはその減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額（以下この様式において単に「合算して得た額」という。）を納付するときは、「【納付年分】」（備考24に該当する場合にあつては、「【国等の委託研究の成果に係る記載事項】」）の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○／○」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載する。
- 26 第21条第2項に規定する共有に係る出願のうち減免を受ける者を含む者の共有に係る出願であつて、合算して得た額を納付するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて「実用新案法第32条の2の規定による登録料の免除（○○○○ 持分の割合○／○）」のように減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称及びその者の持分の割合を減免を受ける者ごとに行為を改めて記載し、その記載の次に行を改めて「登録料の納付の割合○／○」のように合算して得た額と実用新案法第31条第1項に規定する登録料の金額の割合を記載する。
- 27 第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条第2項の規定により実用新案法第26条において準用する特許法第73条第2項の定め又は民法第256条第1項ただし書の契約を記載するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記載する（備考26により「【その他】」の欄に減免を受ける旨等を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。）。
- 28 第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の4第1項の規定により、発明の新規性の喪失の例の規定の適用を受けようとする旨を願書に記載してその旨を記載した書面の提出を省略するときは、「【整理番号】」の欄の次に「【特記事項】」の欄を設けて、「実用新案法第11条第1項において準用する特許法第30条第2項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願」と記載する。
- 29 第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の4第3項の規定により、パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国・地域名】」及び「【出願日】」の欄を設けて、国・地域名及び出願日を記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の欄の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の4第5項の規定により、第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の3の3第3項に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の欄の次に「【出願の区分】」及び「【アクセスコード】」の欄を設けて、それぞれ、優先権の主張の基礎とした出願の区分（「特許」、「実用新案登録」等の別）及び実用新案法第11条第1項において準用する特許法第43条第2項に規定する優先権証明書類等に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコードを記載し、その次に「【優先権証明書提供国（機関）】」の欄を設けて同項に規定する優先権証明書類等に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名を記載し、又は、「世界知的所有権機関」と記載する。なお、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。
- 【パリ条約による優先権等の主張】
- 【国・地域名】
- 【出願日】
- 【出願番号】
- （【出願の区分】）
- （【アクセスコード】）
- （【優先権証明書提供国（機関）】）
- 【パリ条約による優先権等の主張】
- 【国・地域名】
- 【出願日】
- 【出願番号】
- （【出願の区分】）

- (【アクセスコード】)
(【優先権証明書提供国(機関)】)
- 30 第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の4第3項の規定により、実用新案法第8条第1項の規定による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」(備考29に該当する場合にあつては、「【パリ条約による優先権等の主張】」)の欄の次に「【先の出願に基づく優先権主張】」の欄を設け、その欄に「【出願番号】」(先の出願が国際実用新案登録出願又は国際特許出願にあつては、「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とする。)及び「【出願日】」の欄を設けて、先の出願の番号(先の出願が国際実用新案登録出願又は国際特許出願にあつては、国際出願番号)及び年月日を記載する。ただし、先の出願の番号が通知されていないときは、「【出願日】」の欄には「令和何年何月何日提出の実用新案登録願」のように先の出願の年月日を記載し、「【出願日】」の欄の次に「【整理番号】」の欄を設けて、先の出願の願書に記載した整理番号を記載する。また、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。
- 【先の出願に基づく優先権主張】
【出願番号】
【出願日】
【先の出願に基づく優先権主張】
【出願番号】
【出願日】
- 31 「(【提出日】 令和 年 月 日)」には、なるべく提出する日を記載する。
- 32 「(【国際特許分類】)」の欄には、国際特許分類に関する1971年3月24日のストラスブール協定第2条(1)の分類のグループ記号のうち、当該出願に係る考案を最も適切に表示するものをなるべく記載する。分類のグループ記号を2以上記載する場合は行を改めて記載する。
- 33 願書が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入する。
- 34 各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行つてはならない。
- 35 とじ方はなるべく左とじとし、容易に分離し、とじ直すことができるように例えばホッチキス等を用いてとじる。
- 36 第23条第2項において準用する特許法施行規則第31条第1項の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する(備考38において同じ。)
- 【物件名】
【援用の表示】
【物件名】
【援用の表示】
- 37 特例法施行規則第6条第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【包括委任状番号】」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。
- 【包括委任状番号】
【包括委任状番号】
- 38 第23条第1項において準用する特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示(実用新案権に係るものにあつては、実用新案登録番号、書類名及びその提出日)を、同条第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示(実用新案権に係るものにあつては、実用新案登録番号、書類名及びその提出日)を記載する。
- 39 実用新案法第8条第1項(同項第1号に規定する実用新案登録出願が故意に先の出願の日から一年以内にされなかつたものでない認められるときにするものに限る。)の規定による優先権を主張しようとするときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「実用新案法第8条第1項の規定による優先権の主張(同項第1号に規定する実用新案登録出願が故意に先の出願の日から一年以内にされなかつたものでない認められるときにするものに限る。))を伴う実用新案登録出願」と記載する。また、同法第11条第1項において準用する特許法第43条の2第1項(実用新案法第11条第1項において準用する特許法第43条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による優先権を主張しようとするときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「実用新案法第11条第1項において準用する特許法第43条の2第1項(実用新案法第11条第1項において準用する特許法第43条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願」と記載する。
- 40 第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の5第1項の規定により磁気ディスクを提出するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように記載する。
- 【物件名】 配列表を記録した磁気ディスク

様式第2（第1条の2関係）

様式第2（第1条の2関係）（平5通産令75・全改、平7通産令57・平8通産令79・平10通産令87・平11通産令132・平15経産令72・平23経産令72・平27経産令6・平27経産令7・平31経産令12・令元経産令1・一部改正）

【書類名】 実用新案登録願

【整理番号】

【特記事項】 実用新案法第10条第1項の規定による実用新案登録出願

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【原出願の表示】

【出願番号】

【出願日】

（【国際特許分類】）

【考案者】

【住所又は居所】

【氏名】

【実用新案登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍・地域】）

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【納付年分】 第1年分から第 年分

（【手数料の表示】）

（【予納台帳番号】）

（【納付金額】）

【提出物件の目録】

【物件名】 実用新案登録請求の範囲 1

【物件名】 明細書 1

【物件名】 図面 1

【物件名】 要約書 1

〔備考〕

- 1 実用新案法第10条第2項の規定による出願の変更をするときは、「【特記事項】」の欄の「実用新案法第10条第1項」を「実用新案法第10条第2項」

と、実用新案法第11条第1項において準用する特許法第44条第1項の規定による出願の分割をするときは、「【特記事項】」の欄の「実用新案法第10条第1項」を「実用新案法第11条第1項において準用する特許法第44条第1項」とする。

- 2 「【原出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には「特願○○○○—○○○○○○○」、「【出願日】」には「令和何年何月何日」のようにもとの特許出願の番号及び年月日を記載し、実用新案法第10条第2項の規定による出願の変更をするときは、「【出願番号】」には「意願○○○○—○○○○○○○」、「【出願日】」には「令和何年何月何日」のようにもとの意匠登録出願の番号及び年月日を記載し、実用新案法第11条第1項において準用する特許法第44条第1項の規定による出願の分割をするときは、「【出願番号】」には「実願○○○○—○○○○○○○」、「【出願日】」には「令和何年何月何日」のようにもとの実用新案登録出願の番号及び年月日を記載する。ただし、もとの出願の番号が通知されていないときは、「【出願日】」には「令和何年何月何日提出の特許願」のようにもとの特許出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、もとの出願の願書に記載した整理番号を記載し、実用新案法第10条第2項の規定による出願の変更をするときは、「令和何年何月何日提出の意匠登録願」のようにもとの意匠登録出願の年月日を記載し、実用新案法第11条第1項において準用する特許法第44条第1項の規定による出願の分割をするときは、「令和何年何月何日提出の実用新案登録願」のようにもとの実用新案登録出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、もとの出願の願書に記載した整理番号を記載する。また、もとの国際出願についての出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」の欄を「【国際出願番号】」とし、「PCT/○○○○/○○○○」のように国際出願番号を記載し、「【国際出願番号】」の欄の次に「【出願の区分】」の欄を設けて「特許」又は「実用新案登録」と記載する。もとの意匠法第60条の6第3項に規定する国際意匠登録出願（以下「国際意匠登録出願」という。）についての出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の意匠登録願」のように意匠法第60条の6第1項に規定する国際登録の日の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、「一」のようにハイフンを記載し、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国際登録番号DM/○○○○○○○、意匠番号○○○」のように意匠法第60条の6第1項に規定する国際登録の番号と意匠の番号を記載する。
- 3 もとの出願が国際意匠登録出願にあつては、「【実用新案登録出願人】」の欄の「【住所又は居所】」の次に「【住所又は居所原語表記】」の欄を設けて、

意匠法第60条の6第3項に規定する国際登録簿（以下「国際登録簿」という。）に記載された文字と同一の文字を記載する。また、「【氏名又は名称】」の次に「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、国際登録簿に記載された文字と同一の文字を記載し、法人にあつては、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。

- 4 第23条第2項において準用する特許法施行規則第31条第2項又は第3項の規定により証明書又は図面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書等の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記載する。また、2以上の証明書等の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

- 5 その他は、様式第1の備考と同様とする。

様式第3（第2条関係）

- 【書類名】 明細書
- 【考案の名称】
- 【技術分野】
- （【背景技術】）
- （【先行技術文献】）
 - （【特許文献】）
 - （【非特許文献】）
- 【考案の概要】
 - 【考案が解決しようとする課題】
 - 【課題を解決するための手段】
 - （【考案の効果】）
- 【図面の簡単な説明】
 - 【図1】
- （【考案を実施するための形態】）
 - （【実施例】）
- （【産業上の利用可能性】）
- （【符号の説明】）
- （【配列表】）

【備考】

- 1 用紙は、日本産業規格A列4番（横21 cm、縦29.7 cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 2 余白は、少なくとも用紙の左右及び上下に各々2 cmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.3 cmを超えないものとする。
- 3 書き方は左横書、1行は40字詰めとし、1ページは50行以内とし、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入する。
- 4 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りようにかつ容易に消すことができないように書き、平仮名（外来語は片仮名）、常用漢字及びアラビア数字を用いる。この場合において、「【考案の名称】」の欄に記載する当該考案の内容については、半角を用いてはならない。また、「【】」、「▲」及び「▼」は用いてはならない（欄名の前後「【】」及び「▼」を用いるときを除く。）。
- 5 各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行ってはならない。
- 6 文章は口語体とし、技術的に正確かつ簡明に考案の全体を出願当初から記載する。この場合において、他の文献を引用して明細書の記載に代えてはならない。
- 7 技術用語は、学術用語を用いる。
- 8 用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書及び実用新案登録請求の範囲全体を通じて統一して使用する。ただし、特定の意味でしようとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この限りでない。
- 9 登録商標は、当該登録商標を使用しなければ当該物を表示することができない場合に限り使用し、この場合は、登録商標である旨を記載する。
- 10 微生物、外国名の物質等の日本語ではその用語の有する意味を十分表現することができない技術用語、外国語による学術文献等は、その日本名の次に括弧をしてその原語を記載する。
- 11 化学物質を記載する場合において、物質名だけでは、その化学構造を直ちに理解することが困難なときは、物質名に加え、化学構造を理解することができるような化学式をなるべく記載する。
- 12 「【考案の名称】」は、明細書の最初に記載し、当該考案の内容を簡明に表示するものでなければならない。
- 13 「考案の詳細な説明」は、第3条及び実用新案法第5条第4項に規定するところに従い、「【考案の名称】」の欄に次に、次の要領で記載する。
 - イ 原則として、実用新案登録を受けようとする考案の属する技術の分野を記載し、当該記載事項の前には、「【技術分野】」の見出しを付す。
 - ロ 実用新案登録を受けようとする考案に関連する従来技術があるときは、なるべくそれを記載し、当該記載事項の前には、「【背景技術】」の見出しを付す。

- ハ 従来の技術に関する文献が存在するときは、その文献名をなるべく記載する。特許、実用新案又は意匠に関する公報の名称を記載しようとするときは、その記載の前には、なるべく「【特許文献】」の見出しを付し、学術論文の名称その他文献名を記載しようとするときは、その記載の前には、なるべく「【非特許文献】」の見出しを付し、これらの記載の前にはなるべく「【先行技術文献】」の見出しを付す。
- ニ 原則として、その考案が解決しようとする課題及びその課題を考案がどのように解決したかを記載する。また、実用新案登録を受けようとする考案が従来の技術との関連において有利な効果を有するものであるときは、なるべくその効果を記載する。この場合において、各記載事項の前には、なるべく「【考案が解決しようとする課題】」、「【課題を解決するための手段】」及び「【考案の効果】」の見出しを付し、これらの見出しの前には、「【考案の概要】」の見出しを付す。
- ホ 実用新案登録を受けようとする考案の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができるように、考案をどのように実施するかを示す考案の実施の形態を記載し、必要があるときは、これを具体的に示した実施例を記載する。その考案の実施の形態は、実用新案登録出願人が最良と思うものを少なくとも一つ掲げて記載し、当該記載事項の前には、「【考案を実施するための形態】」の見出しを付す。また、実施例の記載の前には、なるべく「【実施例】」の見出しを付し、実施例が2以上あるときは、なるべく「【実施例1】」、「【実施例2】」のように記載する順序により連続番号を付した見出しを付す。
- ヘ 実用新案登録を受けようとする考案が産業上利用することができることが明らかでないときは、実用新案登録を受けようとする考案の産業上の利用方法、生産方法又は使用方法をなるべく記載し、当該記載事項の前には、なるべく「【産業上の利用可能性】」の見出しを付す。
- 14 「図面の簡単な説明」は、図の説明ごとに行を改めて「【図1】平面図」、「【図2】立面図」、「【図3】断面図」のように記載し、当該図の説明の前には、「【図面の簡単な説明】」の見出しを付す。図の主要な部分を表す符号の説明を記載するときは、当該符号の説明の前には、なるべく「【符号の説明】」の見出しを付す。
- 15 化学式、数式、表又は日本産業規格X0208号（平成24年）（情報交換用漢字符号系。以下「日本産業規格X0208号」という。）に定められている文字以外の文字（以下「化学式等」という。）を明細書中に記載しようとする場合には、横170mm、縦255mmを超えて記載してはならず、1の番号を付した化学式等を複数ページに記載してはならない。この場合において、化学式を記載しようとするときは化学式の記載の前に「【化1】」、「【化2】」のように、数式を記載しようとするときは数式の記載の前に「【数1】」、「【数2】」のように、表を記載しようとするときは表の記載の前に「【表1】」、「【表2】」のように記載する順序により連続番号を付して記載する。
- 16 塩基配列又はアミノ酸配列を記載する場合に、配列表を記録した磁気ディスクを提出するときは「【配列表】」の見出しを付す。この場合、「【配列表】」の後には何も記載してはならない。配列表を電子情報処理組織により提出するときは明細書の最後に特許庁長官が定めるところにより作成した配列表を記載し、当該配列表の前には「【配列表】」の見出しを付す。この場合において、配列表には段落番号を付してはならない。
- 17 明細書（配列表を除く。）には原則として、考案の詳細な説明の段落、図面の簡単な説明の図の説明又は符号の説明の前に、それぞれ「【】」及び「」を付した4桁のアラビア数字で「【0001】」、「【0002】」のように連続した段落番号を付す。この場合において、「【技術分野】」、「【背景技術】」、「【特許文献】」、「【非特許文献】」、「【考案の概要】」、「【考案が解決しようとする課題】」、「【課題を解決するための手段】」、「【考案の効果】」、「【図面の簡単な説明】」、「【考案を実施するための形態】」、「【実施例】」、「【産業上の利用可能性】」又は「【符号の説明】」の見出しの次に段落番号を付し、これらの見出しの前に段落番号を付してはならない。また、「【化1】」、「【数1】」、「【表1】」、「【図1】」のような番号の次に段落番号を付してはならない。
- 18 明細書における各記載事項は、原則として様式中の見出しの順序で記載するものとする。ただし、先行技術文献の記載については、明細書中の任意の位置とすることができる。

様式第3の2（第4条の2関係）（平15経産令72・追加、平23経産令72・令元経産令17・一部改正）

【書類名】 実用新案登録請求の範囲

【請求項1】

〔備考〕

- 1 用紙は、日本産業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 2 余白は、少なくとも用紙の左右及び上下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右においては各々2.3cmを超えないものとする。
- 3 書き方は左横書、1行は40字詰めとし、1ページは50行以内とする。
- 4 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りようにかつ容易に消すことができないように書き、平仮名（外来語は片仮名）、常用漢字及びアラビア数字を用いる。また、「【】」、「」」、「▲」及び「▼」は用いてはならない（欄名の前後に「【】及び「」」を用いるときを除く。）。
- 5 実用新案登録請求の範囲が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入する。
- 6 各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行ってはない。
- 7 文章は口語体とし、技術的に正確かつ簡明に実用新案登録を受けようとする考案を特定するために必要と認める事項のすべてを出願当初から記載する。この場合において、他の文献を引用して実用新案登録請求の範囲の記載に代えてはない。
- 8 技術用語は、学術用語を用いる。
- 9 用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書及び実用新案登録請求の範囲全体を通じて統一して使用する。ただし、特定の意味でしようとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この限りでない。
- 10 登録商標は、当該登録商標を使用しなければ当該物を表示することができない場合に限り使用し、この場合は、登録商標である旨を記載する。
- 11 微生物、外国名の物質等の日本語ではその用語の有する意味を十分表現することができない技術用語等は、その日本名の次に括弧をしてその原語を記載する。
- 12 化学物質を記載する場合において、物質名だけではその化学構造を直ちに理解することが困難なときは、物質名に加え、化学構造を理解することができるような化学式をなるべく記載する。

-
- 13 「実用新案登録請求の範囲」は、第4条並びに実用新案法第5条第5項及び第6項に規定するところに従い、次の要領で記載する。
- イ 「実用新案登録請求の範囲」の記載と「明細書」の記載とは矛盾してはならず、字句は統一して使用しなければならない。
 - ロ 請求項の記載の内容を理解するため必要があるときは、当該願書に添付した図面において使用した符号を括弧をして用いる。
 - ハ 他の請求項の記載を引用して請求項を記載するときは、その請求項は、原則として引用する請求項に続けて記載する。
 - ニ 他の2以上の請求項の記載を引用して請求項を記載するときは、原則としてこれらを択一的に引用し、かつ、これらに同一の技術的限定を付して記載する。
 - ホ 請求項に付す番号は、「【請求項1】」、「【請求項2】」のように記載する。
ただし、他の請求項の記載を引用して請求項を記載するときは、引用される請求項に付した番号を「請求項1」、「請求項2」のように記載する。
- 14 化学式等を実用新案登録請求の範囲中に記載しようとする場合には、化学式を記載しようとするときは化学式の記載の前に「【化1】」、「【化2】」のように、数式を記載しようとするときは数式の記載の前に「【数1】」、「【数2】」のように、表を記載しようとするときは表の記載の前に「【表1】」、「【表2】」のように記載する順序により連続番号を付して記載する。化学式等は、横170mm、縦255mmを超えて記載してはならず、1の番号を付した化学式等を複数ページに記載してはならない。
-

様式第4（第5条関係）（平5通産令75・全改、平15経産令72・令元経産令17・一部改正）

【書類名】 図面

【図1】

〔備考〕

- 1 用紙は、日本産業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさのトレーシングペーパー若しくはトレーシングクロス（黄色又は薄い赤色のものを除く。）又は白色上質紙を縦長にして用いる。ただし、特に必要があるときは、横長にして用いてもよい。
- 2 図は、横170mm、縦255mmを超えて記載してはならない。
- 3 図面が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入する。
- 4 描き方は、原則として製図法に従って、黒色で、鮮明にかつ容易に消すことができないように描くものとし、着色してはならない。
- 5 2以上の図があるときは、原則として当該出願に係る考案の特徴を最もよく表す図を「【図1】」とし、以下各図ごとに「【図2】」、「【図3】」のように連続番号を図の上に付し、図面が複数枚にわたるときも、全ページを通じて各図ごとに連続番号を付す。また、1の番号を付した図を複数ページに描いてはならず、異なる番号を付した図を横に並べて描いてはならない。
- 6 符号は、アラビア数字を用い、大きさは約5mm平方とし、他の線と明確に区別することができる引出線を引いて付ける。同一の部分が2以上の図中にあるときは、同一の符号を用いる。
- 7 線の太さは、実線にあつては約0.4mm（引出線にあつては約0.2mm）、点線及び鎖線にあつては約0.2mmとする。
- 8 切断面には、平行斜線を引き、その切断面中異なる部分を表す切断面には、方向を異にする平行斜線を、それができないときは、間隔の異なる平行斜線を引く。
- 9 図中のある個所の切断面を他の図に描くときは、一点鎖線で切断面の個所を示し、その一点鎖線の両端に符号を付け、かつ、矢印で切断面を描くべき方向を示す。
- 10 凹凸の部分を表すには、断面図又は斜視図を用い、特に陰影を付ける必要があるときは、約0.2mmの実線で鮮明に描く。
- 11 中心線は、特に必要がある場合のほかは、引いてはならない。
- 12 図面に関する説明は、明細書の中に記載する。ただし、図表、線図等に欠くことができない表示、切断面の表示及び図の主要な部分の名称については、次の要領で図面の中に記入することができる。
イ 用語は、明細書又は実用新案登録請求の範囲において使用した用語と同

一のものをを用いる。

ロ 文字は、図中のいずれの線にも掛かることなく記入する。

ハ 図の主要な部分の名称は、なるべく符号と共に記入する。

様式第5（第7条関係）（平5通産令75・全改、平7通産令57・平15経産令72・令元経産令17・一部改正）

【書類名】 要約書

【要約】

【選択図】

〔備考〕

- 1 用紙は、日本産業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 2 余白は、少なくとも用紙の左右及び上下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.3cmを超えないものとする。
- 3 書き方は左横書、1行は40字詰めとし、1ページは50行以内とする。
- 4 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りようにかつ容易に消すことができないように書き、平仮名（外来語は片仮名）、常用漢字及びアラビア数字を用いる。また、「【」、 「】」、「▲」及び「▼」は用いてはならない（欄名の前後に「【」及び「】」を用いるときを除く。）。
- 5 各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行ってはならない。
- 6 文章は口語体とし、技術的に正確かつ簡明に考案の全体を出願当初から記載する。この場合において、他の文献を引用して要約書の記載に代えてはならない。
- 7 技術用語は、学術用語を用いる。
- 8 用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書、実用新案登録請求の範囲及び要約書全体を通じて統一して使用する。ただし、特定の意味で使用しようとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この限りでない。
- 9 登録商標は、当該登録商標を使用しなければ当該物を表示することができない場合に限り使用し、この場合は、登録商標である旨を記載する。
- 10 微生物、外国名の物質等の日本語ではその用語の有する意味を十分表現することができない技術用語、外国語による学術文献等は、その日本名の次に括弧をしてその原語を記載する。
- 11 「【要約】」の欄には、明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載した考案の概要を次の要領で記載する。
イ 原則として考案が解決しようとする課題、その解決手段等を平易かつ明りように記載する。この場合において、各記載事項の前には、「【課題】」、

「【解決手段】」等の見出しを付す。

ロ 文字数は400字以内とし、簡潔に記載する。

ハ 要約の記載の内容を理解するため必要があるときは、選択図において使用した符号を使用する。

12 化学式等を「【要約】」の欄に記載する場合は、横170mm、縦255mmを超えて記載してはならず、1の番号を付した化学式等を複数ページに記載してはならない。

13 「【選択図】」には、第6条に規定するところに従って選択した1の図に付されている番号を「図○」のように記載する。

様式第6(第8条関係)

【書類名】 実用新案技術評価請求書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【出願の表示】

【出願番号】

【評価の請求に係る請求項の数】

【評価の請求に係る請求項の表示】

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍・地域】)

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【手数料の表示】)

(【予納台帳番号】)

(【納付金額】)

【請求人の意見】

【提出物件の目録】

〔備考〕

1 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。実用新案法第54条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「(【手数料の表示】)」の欄の「(【予納台帳番号】)」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「(【手数料の表示】)」の欄の「(【予納台帳番号】)」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。ただし、実用新案法第54条第8項の規定により手数料を免除されたときは、手数料を納付するには及ばない。

2 請求人が実用新案登録出願人又は実用新案権者以外の者であるときは、「【書類名】」を「実用新案技術評価請求書(他人)」と記載する。

3 「【出願の表示】」の欄は次の要領で記載する。

イ 「【出願番号】」には、「実願○○○○—○○○○○○」のように実用新案登録出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出

願番号】」を「【出願日】」とし「令和何年何月何日提出の実用新案登録願」のように実用新案登録出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。

ロ 国際実用新案登録出願において、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」の欄を「【国際出願番号】」とし、「PCT/〇〇〇〇〇〇〇/〇〇〇〇〇〇〇」のように国際出願番号を記載し、「【国際出願番号】」の欄の次に「【出願の区分】」の欄を設けて「実用新案登録」と記載する。

ハ 登録後に請求するときは、「【出願の表示】」を「【実用新案登録番号】」とし、実用新案登録の番号を記載する。

4 「【評価の請求に係る請求項の表示】」の欄には、「請求項1」、「請求項2」のように、評価の請求に係る請求項に付した番号を記載する。

5 「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人又は法人でない社団等にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。また、その法人の名称が法人等を表す文字を含まないものであるときは、「【氏名又は名称】」の欄（「【代表者】」の欄を設けたときはその欄）の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて「〇〇法の規定による法人」、外国法人にあつては「〇〇国の法律に基づく法人」又は法人でない社団等にあつては「代表者(管理人)の定めのある社団(財団)」のように当該法人等の法的性質を記載する。

6 「【請求人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍・地域】)

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍・地域】)

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 7 「【手数料の表示】」の欄には、特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には手数料の額(「円」、「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。)を記載する。実用新案法第54条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「(【予納台帳番号】)」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。実用新案法第54条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「(【予納台帳番号】)」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。
- 8 第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条第4項に規定する共有に係る出願であつて、国以外の各共有者ごとに実用新案技術評価の請求の手数料の金額(減免を受ける者にあつては、その減免後の金額)にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額(以下この様式において単に「合算して得た額」という。)を納付するときは、国を含む者の共有に係る出願にあつては「【代理人】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○/○」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載し、減免を受ける者を含む者の共有に係る出願にあつては「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて「実用新案法第54条第8項の規定による実用新案技術評価請求料の1/2軽減(○○○○ 持分の割合○/○)」のように減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称及びその者の持分の割合を減免を受ける者ごとに行を改めて記載し、その記載の次に行を改めて「手数料の納付の割合○/○」のように合算して得た額と実用新案法第54条第2項に規定する実用新案技術評価の請求の手数料の金額の割合を記載する。
- 9 実用新案法第54条第8項の規定の適用を受けようとするときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて「実用新案法第54条第8項の規定による実用新案技術評価請求料の1/2軽減(免除)」のように請求人ごとに行を改めて記載する。ただし、備考8により減免を受ける旨等を記載した場合には、記載するには及ばない。
- 10 「【請求人の意見】」の欄には、請求項に係る考案と先行技術との対比により、請求項に係る考案が新規性又は進歩性を有している又は有していない旨の意見を具体的に記載する。
- 11 その他は、様式第1の備考1から4まで、7、8、10、13、15、17、19、31、33から35まで、37及び38と同様とする。

様式第7 削除
 様式第8 (第10条関係)

様式第8 (第10条関係)

特許 印紙	実用新案法第14条の2第1項の訂正に係る訂正書 (令和 年 月 日)
(円)	
特許庁長官 殿	
1 実用新案登録番号 (無効 ー)	
2 訂正の目的	
3 実用新案権者 (識別番号) 住所(居所) 氏名(名称) (国籍・地域)	
4 代理人 (識別番号) 住所(居所) 氏名(名称)	
5 添付書類の目録 〔備考〕	
1 用紙は、日本産業規格A列4番(横21cm、縦29.7cm)の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。 2 余白は、少なくとも用紙の左右及び上下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.3cmを超えないものとする。 3 文字は、タイプ印書等により、黒色で、明りようにかつ容易に消すことができないように書く。 4 特許印紙をはるときは、その下にその額を括弧をして記載する。特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「実用新案権者」の欄(代理人が手続を行う場合は「代理人」の欄)に「(識別番号)」の欄を設けて識別番号を記載し、「代理人」の欄の次に「予納台帳番号」の欄を設け、予納台帳の番号を記載し、「予納台帳番号」の欄の次に「納付金額」の欄を設け、手数料の額を記載する。実用新案法第54条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「実用新案権者」の欄(代理人が手続を行う場合は「代理人」の欄)の次に「(識別番号)」の欄を設けて識別番号を記載し、「代理人」の欄の次に「振替番号」の欄を設け、振替番号を記載し、「振替番号」の欄の次に「納付金額」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。実用新案法第54条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「実用新案権者」の欄(代理人が手続を行う場合は「代理人」の欄)に「(識別番号)」の欄を設けて識別番号を記載し、「代理人」の欄の次に「指定立替納付」の欄を設け、「指定立替納付」の欄の次に「納付金額」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「(識別番号)」の欄は設けるには及ばない。実用新案法第54条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「代理人」の欄の次に「納付書番号」の欄を設け、納付書番号を記載し、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは「代理人」の欄の次に「納付番号」の欄を設け、納付番号を記載する。 5 実用新案登録無効審判が係属している場合においては、実用新案登録番号の下に「(無効○○○○ー○○○○○)」のようにその審判の番号を括弧をして記載する。 6 「訂正の目的」の欄には、「実用新案登録請求の範囲の減縮」、「誤記の訂正」又は「明りようでない記載の釈明」のように記載し、訂正の目的が複数ある場合は、「実用新案登録請求の範囲の減縮等」、「誤記の訂正等」又は「明りようでない記載の釈明等」のように記載する。 7 「氏名(名称)」の欄は、法人にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。 8 氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、なるべく片仮名で振	

- り仮名を付ける。
- 9 「住所（居所）」の欄は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。
- 10 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「氏名（名称）」の欄の次に「日本における営業所」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。
- 11 「（国籍・地域）」の欄は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が、「住所（居所）」の欄に記載した国・地域と同一であるときは、「（国籍・地域）」の欄は設けるには及ばない。
- 12 代理人によるときであつて本人が法人の場合にあつては、「代表者」の欄は不要とし、代理人によらないときは「代理人」の欄は設けるには及ばない。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「代表者」の欄の次に「代理関係の特記事項」の欄を設けて、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を記載する。
- 13 「（令和 年 月 日）」には、なるべく提出する日を記載する。
- 14 訂正によつて請求項の数を変更するときは、「4 代理人」の欄の次に「5 訂正後の請求項の数」の欄を設けて、訂正後の請求項の数を記載する。
- 15 第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る権利であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「4 代理人」の欄の次（「5 訂正後の請求項の数」の欄を設けるときは、その欄の次）に「5 国以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「〇／〇」のように記載する。
- 16 第23条第1項において準用する特許法施行規則第9条の3第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「添付書類の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「添付書類の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を繰り返し設けて記載する。
- 17 第23条第1項において準用する特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「添付書類の目録」の欄に、当該証明書の書類名を記載し、その次に「援用の表示」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（実用新案権に係るものにあつては、実用新案登録番号、書類名及びその提出日）を、同条第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（実用新案権に係るものにあつては、実用新案登録番号、書類名及びその提出日）を記載する。
- 18 訂正をしたときは、右の余白に訂正字数を記載する。
- 19 とじ方は、左とじとし、容易に離脱しないようにとじる。
- 20 添付した訂正した明細書又は実用新案登録請求の範囲については、訂正により記載を変更した箇所に下線を引かなければならない。

様式第8の2（第10条関係）

特許 印紙	実用新案法第14条の2第7項の訂正に係る訂正書 (令和 年 月 日)
----------	---------------------------------------

(円) 特許庁長官 殿

- 1 実用新案登録番号
(無効 —)
- 2 訂正の目的
- 3 実用新案権者
(識別番号)
住所(居所)
氏名(名称)
(国籍・地域)
- 4 代理人
(識別番号)
住所(居所)
氏名(名称)
- 5 削除をする請求項の表示
- 6 削除後の請求項の数
- 7 添付書類の目録

〔備考〕

- 1 「訂正の目的」の欄には、「請求項の削除」と記載する。
- 2 「削除をする請求項の表示」の欄には、「請求項1」のように、削除をする請求項に付した番号を記載する。
- 3 第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る権利であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「6 削除後の請求項の数」の欄の次に「7 国以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「○/○」のように記載する。
- 4 その他は、様式第8の備考1から5まで、7から13まで及び16から19までと同様とする。この場合において、様式第8の備考4中「〔代理人〕の欄の次」とあるのは「〔削除後の請求項の数〕の欄の次」と、読み替えるものとする。

様式第9（第11条関係）（平11通産令132・全改、平15経産令72・平16経産令28・令元経産令1
・令2経産令92・一部改正）

【書類名】 国内処理請求書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【出願の表示】

【出願番号】

【実用新案登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【提出物件の目録】

〔備考〕

- 1 「【出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「実願〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇〇〇」のように出願の番号を記載する。ただし、出願番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とし、「PCT/〇〇〇〇/〇〇〇〇〇〇」のようにその国際出願の番号を記載し、国際出願番号が通知されていないときは、「【国際出願番号】」を「【国際出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の国際出願」のように国際出願の年月日を記載する。また「【国際出願番号】」又は「【国際出願日】」の欄を設けたときは、「【国際出願番号】」又は「【国際出願日】」の欄の次に「【出願の区分】」の欄を設けて「実用新案登録」と記載する。
- 2 「【実用新案登録出願人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【実用新案登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【実用新案登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 3 その他は、様式第1の備考1から4まで、7から11まで、13、17から19まで、31、33から35まで及び38と同様とする。

様式第10（第13条関係）

【書類名】 国内書面
 (【提出日】 令和 年 月 日)
 【あて先】 特許庁長官 殿
 【出願の表示】
 【国際出願番号】
 【出願の区分】
 【考案者】
 【住所又は居所】
 【氏名】
 【実用新案登録出願人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 (【国籍・地域】)
 【代理人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【納付年分】 第1年分から第 年分
 (【手数料の表示】)
 (【予納台帳番号】)
 (【納付金額】)
 【提出物件の目録】
 【物件名】 請求の範囲の翻訳文 1
 【物件名】 明細書の翻訳文 1
 【物件名】 (図面の翻訳文 1)
 【物件名】 (図面 1)
 【物件名】 要約書の翻訳文 1

〔備考〕

- 1 「【出願の表示】」の欄の「【国際出願番号】」には、「PCT/○○○○/○○○○」のようにその国際出願の番号を記載し、国際出願番号が通知されていないときは、「【国際出願番号】」を「【国際出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の国際出願」のように国際出願の年月日を記載する。また、「【出願の区分】」には「実用新案登録」と記載する。
- 2 実用新案法第48条の4第4項の規定により、翻訳文を添付して提出するときは、「【手数料の表示】」の次に「【その他】」の欄を設けて、「実用新案法第48条の4第4項の規定による翻訳文の提出」と記載する。
- 3 第23条第4項において準用する特許法施行規則第38条13の2第2項の規定により磁気ディスクを提出するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように記載する。
 【物件名】 配列表を記録した磁気ディスク 1
- 4 その他は、様式第1の備考1から5まで、7から27まで、31、33から35まで、37及び38と同様とする。

様式第 11 (第15条関係) (平11通産令132・全改、平15経産令72・平16経産令28・令元経産令 1
・令 2 経産令92・一部改正)

【書類名】 図面の提出書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【出願の表示】

【出願番号】

【実用新案登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【発送番号】

【提出物件の目録】

【物件名】 図面 1

【物件名】 ()

〔備考〕

- 1 「【発送番号】」の欄には、手続補正指令書に記載された発送の番号を記載する。
- 2 その他は、様式第 1 の備考 1 から 4 まで、7 から11まで、13、17から19まで、31、33から35まで及び38並びに様式第 9 の備考 1 及び 2 と同様とする。

様式第12（第17条関係）

【書類名】 特許協力条約第25条の規定による検査の申出書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【国際出願番号】

【考案者】

【住所又は居所】

【氏名】

【申出人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍・地域】）

【代理人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【納付年分】 第1年分から第 年分

【拒否（宣言、認定）の通知を受けた日】

【国際事務局へ国際出願の写しの送付を請求した日】

【申出の趣旨】

【申出の理由】

【提出物件の目録】

【物件名】 国際出願の翻訳文

1

【備考】

- 1 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧して記載する。特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【納付年分】」の欄の次に「【予納台帳番号】」の欄を設け、予納台帳の番号を記載し、「【予納台帳番号】」の欄の次に「【納付金額】」の欄を設け、手数料の額を記載する。実用新案法第54条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【納付年分】」の欄の次に「【振替番号】」の欄を設け、振替番号を記載し、「【振替番号】」の次に「【納付金額】」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。実用新案法第54条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「【納付年分】」の欄の次に「【指定立替納付】」の欄を設け、「【指定立替納付】」の次に「【納付金額】」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。実用新案法第54条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書による場合は、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「【納付年分】」の欄の次に「【納付番号】」の欄を設け、納付番号を記載する。
- 2 「【国際出願番号】」の欄には、「PCT/○○○○/○○○○」のようにその国際出願の番号を記載し、国際出願番号が通知されていないときは、その国際出願の提出年月日及び書類記号（願書に記載されている場合に限り。）を記載するか、又は「別添願書写しのとおり」と記載し、当該国際出願の願書の写しを添付する。
- 3 「【考案者】」、「【申出人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰返し設けて記載する。この場合において、第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条第2項の規定により申出人の権利について持分を記載するときは、「【申出人】」の欄の次に「【持分】」の欄を設けて「○/○」のように分数で記載し、申出人に係る代表者選定の届出を申出と同時にするときは、代表者として選定される申出人を第一番目の「【申出人】」の欄に記載し、「【申出人】」の欄（申出人の権利について持分を記載する場合にあつては、「【持分】」の欄）の次に「【代表申出人】」と記載する。また、持分が投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約に関する法律第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約又は民法第667条第1項に規定する組合契約に基づくものであるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、例えば、投資事業有限責任組合契約にあつては「○○の持分は、○○投資事業有限責任組合の投

資事業有限責任組合契約に基づく持分」、有限責任事業組合契約にあつては「〇〇の持分は、〇〇有限責任事業組合の有限責任事業組合契約に基づく持分」、組合契約にあつては「〇〇の持分は、民法第 667 条第 1 項に規定する組合契約に基づく持分」のように記載する。

【考案者】

【住所又は居所】

【氏名】

【考案者】

【住所又は居所】

【氏名】

【申出人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍・地域】）

【申出人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍・地域】）

【代理人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

4 「【申出の趣旨】」の欄には、拒否、宣言又は認定のいずれかに係る申出であるかを記載する。

5 第23条第 6 項において準用する特許法施行規則第38条13の 2 第 4 項の規定により磁気ディスクを提出するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように記載する。

【物件名】 配列表を記録した磁気ディスク

1

6 その他は、様式第 1 の備考 1 から 4 まで、7 から 19 まで、22、24 から 27 まで、31、33 から 35 まで及び 38 と同様とする。この場合において、様式第 1 の備考 26 及び備考 27 中「（【手数料の表示】）」とあるのは「【納付年分】」と読み替えるものとする。

様式第 13 削除

様式第 14 (第 21 条関係)

様式第14 (第21条関係)

【書類名】 実用新案登録料納付書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【実用新案登録番号】

【請求項の数】

【実用新案権者】

【氏名又は名称】

【納付者】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【納付年分】 第 年分

(円) ここに特許印紙をはり付けること

〔備考〕

- 1 「【納付者】」の「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。
- 2 「【実用新案権者】」又は「【納付者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、それぞれ次のように欄を繰り返し設けて記載する。
 【実用新案権者】
 【氏名又は名称】
 【実用新案権者】
 【氏名又は名称】
 【納付者】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【納付者】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
- 3 複数年分を納付するときは、「【納付年分】」の欄に「第何年分から第何年分」のように記載する。
- 4 特許印紙をはるときは、その上にその額を括弧をして記載する。実用新案法第31条第5項ただし書又は第33条第3項ただし書の規定により、現金により登録料を納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「【納付年分】」の欄の次に「【登録料の表示】」及び「【納付番号】」の欄を設けて、「【納付番号】」の欄に納付番号を記載する。
- 5 実用新案法第33条の2第1項の規定により登録料及び割増登録料を追納するときは、「【納付年分】」（備考6に該当する場合にあつては「【持分の割合】」）の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「実用新案法第33条の2第1項の規定による登録料及び割増登録料の追納」と記載する。
- 6 第21条第2項の規定による共有に係る権利であつて、国以外の各共有者ごとに登録料の金額にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額を納付するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○／○」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載する。
- 7 第21条第3項の規定により同項の書面の提出を省略しようとするときは、「【納付年分】」（備考5に該当する場合にあつては「【特許料等に関する特記事項】」、備考6に該当する場合にあつては「【持分の割合】」）の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、納付することができなかつた理由について具体的に記載する。
- 8 その他は、様式第1の備考1から4まで、7から10まで、13、31及び34と同様とする。この場合において、様式第1の備考9中「【実用新案登録出願人】」とあるのは「【納付者】」と、「実用新案登録出願人」とあるのは「納付者」と読み替えるものとする。

様式第14の2（第21条の2関係）

【書類名】 既納登録料返還請求書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【実用新案登録番号】

【返還請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【返還原因】

【納付年月日】

【納付済金額】

【納付年分】 第 年分から第 年分

【納付金額】

【適正納付金額】

【納付年分】 第 年分から第 年分

【納付金額】

【返還請求金額】

【返還金振込先】

【金融機関名】

【口座種別】

【口座番号】

【フリガナ】

【口座名義人】

（【返還の表示】）

（【予納台帳番号】）

（【加算金額】）

【提出物件の目録】

【物件名】

〔備考〕

1 「【実用新案登録番号】」の欄には、「実用新案登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のように実用新案登録の番号を記載する。

2 「【返還請求人】」の欄には、当該返還に係る登録料を納付した者を記載する。

3 「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。

4 「【返還請求人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【返還請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【返還請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

- 【氏名又は名称】
 【代理人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
- 5 「【返還請求人】」又は「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（法人にあつては、「【代表者】」）の次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」の欄を設けて、返還請求人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。
 - 6 「【納付済金額】」の欄には、実際に納付した登録料の納付年分と納付金額の合算額（「円」、「千円」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。
 - 7 「【適正納付金額】」の欄には、当該納付書に記載した納付年分と当該年分について適正に納付すべき登録料の合算額を記載する。
 - 8 「【返還請求金額】」の欄には、返還を請求する登録料の合算額を記載する。
 - 9 「【返還金振込先】」の欄には、次の要領で返還金を受けるべき返還請求人又は代理人の銀行口座について記載する。「【金融機関名】」には「〇〇銀行（金庫）〇〇支店」のように、「【口座種別】」には「普通預金」又は「当座預金」の別を、「【口座番号】」には「〇〇〇〇〇〇〇〇」のように口座の番号を、「【フリガナ】」には必ず片仮名で口座名義人の振り仮名を、「【口座名義人】」には当該口座の名義人の氏名又は名称をそれぞれ記載する。指定立替納付者による納付においては、「【金融機関名】」、「【口座種別】」、「【フリガナ】」、「【口座名義人】」及び「【口座番号】」には「-」のようにハイフンを記載する。
 - 10 「（【返還の表示】）」の欄は、特例法施行規則第40条第3項の規定により返還に代えて予納額への加算の申出を行うときに限り、「（【予納台帳番号】）」には返還を請求する登録料の予納に係る予納台帳の番号を、「（【加算金額】）」には返還を請求する登録料の合算額を記載する。この場合において、「【返還請求金額】」及び「【返還金振込先】」の欄は設けるには及ばない。
 - 11 「【提出物件の目録】」の欄の「【物件名】」には、代理権を証明する書面等の提出する書類名を記載し、提出する書類がない場合は、「【提出物件の目録】」の欄は設けるには及ばない。
 - 12 その他は、様式第1の備考1から4まで、7、8、10、13、17、19、31、33から35まで及び38と同様とする。この場合において、様式第1の備考17中「記載する。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「【代表者】」の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を記載する」とあるのは「記載する」と読み替えるものとする。

様式第14の3（第21条の3関係）

【書類名】 既納手数料（登録料）返還請求書
 （【提出日】 令和 年 月 日）
 【あて先】 特許庁長官 殿
 【事件の表示】
 【出願番号】
 【返還請求人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【代理人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【返還請求対象書類】
 【書類名】
 【提出日】
 【納付済金額】
 【適正納付金額】
 【返還請求金額】
 【返還金振込先】
 【金融機関名】
 【口座種別】
 【口座番号】
 【フリガナ】
 【口座名義人】
 【提出物件の目録】
 【物件名】

〔備考〕

1 「【事件の表示】」の欄は、次の要領で記載する。

- イ 「【出願番号】」には、「実願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」のように出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」の欄を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の実用新案登録願」のように実用新案登録出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。
- ロ 国際実用新案登録出願について、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」の欄を「【国際出願番号】」とし、「PCT/〇〇〇〇/〇〇〇〇〇〇」のように国際出願番号を記載し、「【国際出願番号】」の欄の次に「【出願の区分】」の欄を設けて「実用新案登録」と記載する。
- ハ 審判に係属中のもの又は審判の請求が取り下げられたものについては、「【事件の表示】」の欄の次に「【審判番号】」の欄を設けて、「無効〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」のように当該審判の番号を記載する。ただし、審判の番号が通知されていないときは「【審判番号】」を「【審判請求日】」とし、審判請求をした年月日を記載する。

ニ 登録後にした実用新案技術評価の請求に係る返還の請求をするときは、「【事件の表示】」を「【実用新案登録番号】」とし、実用新案登録の番号を記載する。

2 「【返還請求人】」の欄には、当該返還に係る手数料及び登録料を納付した者を記載する。

3 「【返還請求対象書類】」の欄の「【書類名】」及び「【提出日】」には、実用新案登録願、手続補正書、出願人名義変更届、実用新案技術評価請求書、審判請求書のように返還を請求する手数料及び登録料を納付した手続に係る書類名及びその提出年月日を記載する。

4 「【納付済金額】」の欄には、当該手続書類に係る納付した手数料と登録料の合算額（「円」、「」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。

5 「【適正納付金額】」の欄には、当該手続書類において適正に納付すべき手数料と登録料の合算額を記載する。ただし、実用新案法第2条の5第2項において準用する特許法第18条の2第1項の規定による却下処分に係る場合は、「【適正納付金額】」の欄は設けるには及ばない。

-
- 6 「【返還請求金額】」の欄には、返還を請求する手数料と登録料の合算額を記載する。
- 7 その他は、様式第1の備考1から4まで、7、8、11、13、17、19、31、33から35まで及び38並びに様式第14の2の備考3から5まで、9及び11と同様とする。この場合において、様式第1の備考17中「記載する。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、」の次に「【代表者】」の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を記載する」とあるのは「記載する」と読み替えるものとする。
-

様式第14の4（第21条の4関係）

様式第14の4（第21条の4関係）

【書類名】 回復理由書
 （【提出日】 令和 年 月 日）
 【あて先】 特許庁長官 殿
 【実用新案登録番号】
 【実用新案権者】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【代理人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【回復の理由】
 （【手数料の表示】）
 （【納付書番号】）
 【提出物件の目録】
 【備考】

- 1 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【納付書番号】）」を「【予納台帳番号】」とし、予納台帳の番号を記載し、「【予納台帳番号】」の欄の次に「【納付金額】」の欄を設け、手数料の額を記載する。実用新案法第54条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【納付書番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【振替番号】」の欄の次に「【納付金額】」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。実用新案法第54条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【納付書番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「【指定立替納付】」の欄の次に「【納付金額】」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。実用新案法第54条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【納付書番号】）」には納付書番号を記載し、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは「（【手数料の表示】）」の欄の「（【納付書番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。備考5に該当する場合にあつては、2以上の届出について納付すべき手数料を納付するときは一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。ただし、実用新案法別表第7号中欄括弧書の者が手続をするときは特許印紙は不要とする。
- 2 「【実用新案権者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、それぞれ次のように欄を繰返し設けて記載する。
 【実用新案権者】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【実用新案権者】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
- 3 「【回復の理由】」の欄には、所定の期間内に手続をしなかつたことが故意によるものでないことを表明するものとする。また、所定の期間内に手続をすることができなかつた理由及び手続をすることができるようになった日について簡明に記載する。
- 4 第21条の4第3項の規定により同項の申出書の提出を省略しようとするときは、「【回復の理由】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、手続をすることができなかつた理由について具体的に記載する。
- 5 第21条の4第5項の規定により、2以上の事件について回復理由書を提出するときは、「【実用新案登録番号】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該回復

理由書の提出に係る実用新案登録番号（実用新案登録番号の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【別紙】

実用新案登録第○○○○○○○○号、実用新案登録第○○○○○○○○号、

実用新案登録第○○○○○○○○号、実用新案登録第○○○○○○○○号、

- 6 その他は、様式第1の備考1から4まで、7から11まで、13、17から19まで、21、31、34、及び35並びに38と同様とする。この場合において、様式第1の備考9中「【実用新案登録出願人】」とあるのは「【実用新案権者】」と、「実用新案登録出願人」とあるのは「実用新案権者」と、備考17中「記載する。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、」の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「業務を執行する社員は○○○○」のように業務を執行する社員の氏名を記載する」とあるのは「記載する」と読み替えるものとする。

様式第15（第22条、第22条の2関係）（平5通産令75・追加、平7通産令57・平8通産令79
 ・平10通産令87・平11通産令14・平11通産令132・平15経産令72・平16経産令28・平17経産令
 30・平20経産令69・令元経産令1・令2経産令92・一部改正）

【書類名】 刊行物等提出書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【提出する刊行物等】

【提出の理由】

〔備考〕

- 1 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「実願〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇〇〇」のように実用新案登録出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の実用新案登録願」のように実用新案登録出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。また、登録後に提出するときは「【事件の表示】」の欄を「【実用新案登録番号】」とし、実用新案登録の番号を記載する。
- 2 「【提出者】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、それぞれ次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 3 「【識別番号】」には、識別番号をなるべく記載するものとし、記載しないときは「【識別番号】」の欄に「省略」と記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「【識別番号】」の欄は設けるには及ばない。
- 4 第22条第3項又は第22条の2第3項において準用する特許法施行規則第13条の2第3項の規定により提出者の住所若しくは居所又は氏名若しくは名称を省略するときは、「【住所又は居所】」又は「【氏名又は名称】」の欄に「省略」と記載する。
- 5 「【提出の理由】」の欄には、第22条の2第1項の規定による情報の提供であるときは、当該刊行物等によりその実用新案登録が第22条の2第1項各号のいずれかに該当するものであるとする理由を記載する。
- 6 図又は化学式等を「【提出の理由】」中に記載する場合は、横170mm、縦255mmを超えて記載してはならない。
- 7 第23条第1項において準用する特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出の理由】」の欄の次に「【提出物件の目録】」の欄を設け、その次に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、更にその次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（実用新案権に係るものにあつては、実用新案登録番号、書類名及びその提出日）を、同条第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（実用新案権に係るものにあつては、実用新案登録番号、書類名及びその提出日）を記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

- 8 その他は、様式第1の備考1から4まで、7、8、13、17、19、31及び33から35まで並びに様式第14の2の備考3と同様とする。

様式第 1 6 削除